

輸出物品販売場制度に関するQ & A (リファンド方式・概要編)

- ・ このQ & A (リファンド方式・概要編) は、令和7年度税制改正により行われた輸出物品販売場制度の見直し (リファンド方式への移行) について、その概要を説明したものです。
- ・ リファンド方式は令和8年11月1日から実施されます。
- ・ 改正後における輸出物品販売場制度の全体的な説明をしたQ & A (リファンド方式・詳細編) は追って公表する予定です。

令和7年4月
(令和7年12月改訂)

国税庁消費税室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

- 改正法 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)
- 改正令 消費税法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第125号)
- 消法 改正法による改正後の令和8年11月1日以降適用される消費税法(昭和63年法律第108号)
- 消令 改正令による改正後の令和8年11月1日以降適用される消費税法施行令(昭和63年政令第360号)
- 消規 消費税法施行規則の一部を改正する省令(令和7年財務省令第22号)による改正後の令和8年11月1日以降適用される消費税法施行規則(昭和63年大蔵省令第53号)
- 旧消法 改正法による改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)
- 旧消令 改正令による改正前の消費税法施行令(昭和63年政令第360号)
- 電子帳簿保存法 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)
- 電子帳簿保存法規則 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成10年大蔵省令第43号)
- 消基通 令和7年4月1日付課消2-4ほか9課共同「消費税法基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」による改正後の令和8年11月1日以降適用される消費税法基本通達(平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊)
- 改正前の消基通 令和7年4月1日付課消2-4ほか9課共同「消費税法基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」による改正前の消費税法基本通達(平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊)
- 令和7年2月改訂版輸販場Q&A 輸出物品販売場制度に関するQ&A(令和7年2月、国税庁消費税室)

《 目 次 》

1 輸出物品販売場制度の見直し（令和7年度税制改正）の概要

（改正の概要）

問1 令和8年11月から実施されるリファンド方式とこれに関連する改正の概要を教えてください。…………… 1

（リファンド方式における具体的な免税販売手続の方法等）

問2 リファンド方式における免税販売手続の方法等を詳しく教えてください。【令和7年12月改訂】…………… 2

（免税購入対象者の確認方法等の見直し）

問3 免税購入対象者の確認方法等の見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。【令和7年12月改訂】…………… 5

（免税対象物品の範囲等の見直し）

問4 免税対象物品の範囲等について見直しが行われたとのことですが、その概要について教えてください。…………… 7

（輸出物品販売場の区分や許可要件の見直し）

問5 輸出物品販売場の区分や許可要件について、見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。…………… 9

（申請届出手続の簡素化）

問6 リファンド方式において、申請届出手続が簡素化されるとのことですが、その概要について教えてください。…………… 10

（リファンド方式移行前の輸出物品販売場許可申請書の提出）

問6-2 当社はリファンド方式への移行に合わせて輸出物品販売場を新たに設置しようと考えています。令和8年11月1日から免税対象物品の販売を行うために、リファンド方式に対応した新様式の輸出物品販売場許可申請書をあらかじめ提出することはできますか。【令和7年12月追加】…………… 12

（輸出物品販売場等に関する変更届）

問6-3 現行制度で変更内容ごとに分かれている各種の変更届出書について、リファンド方式では「輸出物品販売場等変更届出書」に統合されるとのことですが、この変更届出書はどのような場合に提出が必要となるのか教えてください。【令和7年12月追加】…………… 13

（承認免税手続事業者における免税手続カウンターの移転等の手続）

問6-4 リファンド方式において、承認免税手続事業者が免税手続カウンターを新たに設置する場合や移転する場合の手続について教えてください。

【令和7年12月追加】	14
(輸出物品販売場制度のその他の改正事項)	
問7 輸出物品販売場制度について、許可要件や免税販売手続、免税対象物品の範囲以外にも改正が行われたとのことですが、その概要を教えてください。	15
(施行日と経過措置)	
問8 リファンド方式は令和8年11月から適用されるとのことですが、免税対象物品の販売日と免税購入対象者の出国日のどちらから適用されますか。また、リファンド方式への移行に当たり、現行制度と併用できる移行期間は設けられますか。	16
(施行日の午前0時を過ぎて行う商品販売)	
問9 当社が経営する輸出物品販売場は、営業時間が午前9時から翌日の午前1時までであるため、日々の売上げについて午前1時で締めて集計していますが、令和8年10月31日分の売上げとして計上する同年11月1日の午前0時から1時までの商品販売について、リファンド方式へ対応した免税販売手続によらなければならないのでしょうか。	16
(リファンド方式移行時の輸出物品販売場許可等の経過措置)	
問10 リファンド方式に移行する際の輸出物品販売場に係る許可等に関し経過措置が設けられたとのことですが、その概要を教えてください。【令和7年12月改訂】	17
(オーダーメイド商品の販売)	
問11 当社は顧客から注文を店頭で受け商品を製作した後、改めて来店いただき商品を引き渡すオーダーメイド商品の販売を行っています。この場合、免税販売手続はいつ行うのか教えてください。	18
2 購入記録情報の提供	
(商品分類の設定)	
問12 リファンド方式において購入記録情報の任意項目として追加される「商品分類」はどのようなもののでしょうか。任意項目のため、設定しなくてもよいのでしょうか。	19
(商品情報詳細の設定内容)	
問13 販売した商品の単価(税抜価額)が100万円以上の場合に設定することとされている「免税対象物品を特定するに足る事項」(商品情報詳細)には、具体的にはどのような情報を設定するのか教えてください。【令和7年12月改訂】	19

(同一商品を複数販売した場合の商品情報詳細の設定)

- 問13-2 同一商品を複数販売した場合、購入記録情報には通常、「品名A、数量2個、単価〇円、販売価額〇円」など一の物品情報として設定していますが、単価(税抜価額)が100万円以上の同一商品(シリアル番号が異なるもの)を複数販売した場合も同様に、一の物品情報としてまとめて設定することはできますか。【令和7年12月追加】 …… 22

(100万円未満の商品に係る商品情報詳細の設定)

- 問14 販売した商品の単価(税抜価額)が100万円未満の場合は、「免税対象物品を特定するに足りる事項」(商品情報詳細)は任意項目とされているため、設定しなくてもよいでしょうか。 …… 22

(購入記録情報の提供遅延)

- 問15 リファンド方式において、輸出物品販売場における電気通信回線の故障で購入記録情報を販売時に提供できない場合、どのような対応が必要ですか。 …… 23

(返品・取消し)

- 問16 リファンド方式において、免税購入対象者に免税対象物品を販売して購入記録情報を提供した後、販売した商品の一部の返品を受けて販売額を返金した場合、どのような対応が必要ですか。 …… 24

(購入記録情報等の保存)

- 問17 国税庁(免税販売管理システム)に提供した購入記録情報や国税庁(免税販売管理システム)から提供を受けた税関確認情報はどのように保存したらよいですか。【令和7年12月改訂】 …… 24

(複数の承認送受信事業者への委託)

- 問17-2 当社は、輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を承認送受信事業者(A社)へ委託していますが、これから新たに設ける販売場に係る購入記録情報の提供等は別の承認送受信事業者(B社)に委託しようと考えています。このように複数の承認送受信事業者に購入記録情報の提供等を委託することはできますか。【令和7年12月追加】 …… 25

3 税関による確認

(税関での持出し確認)

- 問18 リファンド方式において、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことについての税関での確認はどのように行われますか。【令和7年12月改訂】 …… 27

(旅券の紛失・再発行があった場合)

- 問18-2 私は、輸出物品販売場で旅券を提示して免税購入手続を行った後、

その旅券を紛失したため、在日領事館で旅券の再発行を受け、新しい旅券でも免税購入手続を行いました。このような場合、出国時（税関での確認を受ける際）に注意すべき点がありますか。【令和7年12月追加】…………… 28

（税関での確認の期限）

問19 リファンド方式において、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関での確認は、いつまでに受ける必要がありますか。…………… 28

（税関による確認の単位）

問20 免税購入対象者が免税対象物品を国外に持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受ける際、購入記録情報に含まれる商品のうち、一部の商品しか所持していなかった場合にはどのような取扱いとなるのか教えてください。【令和7年12月改訂】…………… 29

（免税購入対象者が免税対象物品を購入後、出国までの間に飲食等した場合）

問21 リファンド方式において、免税販売手続を行い販売した食品について、購入した免税購入対象者から、出国前に当該食品を飲食したとの申し出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。…………… 30

（免税対象物品の国内での消費や使用）

問21-2 免税購入対象者から、「出国までの間に輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、どうなりますか。」との問合せがありました。輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。【令和7年12月追加】…………… 30

（免税購入対象者が消費税相当額を即時徴収された場合の免税の適用）

問21-3 当社が免税販売手続を行った商品について、免税購入対象者から「出国前に税関で消費税相当額の徴収をされた。」との申し出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。【令和7年12月追加】…………… 31

4 直送制度、別送の取扱い

（免税対象物品を国外へ直送する場合の手続の見直し）

問22 リファンド方式においても免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送する場合の手続は引き続き認められますか。…………… 32

（顧客の依頼に基づき事業者自らが国外へ商品を輸出する場合）

問22-2 いわゆる直送制度については、販売場で顧客が国際第二種貨物利用運送事業者とその商品の輸出に係る運送契約を締結し、その場で当該運送事業者へ引き渡し、当該運送契約に係る契約書等を保存することにより、

消費税法第7条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができるのですが、この直送制度によらず、顧客の依頼に基づき、事業者自らが国外へ商品を輸出する場合も、免税の適用を受けることができますか。【令和7年12月追加】 …………… 32

（別送の取扱いの廃止）

問23 輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者がEMS郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。 …………… 33

5 免税販売手続の委託制度の概要

（承認免税手続事業者への委託要件の見直し）

問24 承認免税手続事業者に免税販売手続を委託できる要件について見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。 …………… 35

（免税販売手続の併用）

問25 リファンド方式においては、一般型輸出物品販売場を営業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができるのですが、例えば閑散期は自ら免税販売手続を行い、繁忙期は承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることは可能でしょうか。【令和7年12月改訂】 …………… 36

（複数の承認免税手続事業者への委託）

問25-2 リファンド方式において、一の一般型輸出物品販売場が複数の承認免税手続事業者と契約し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することはできますか。【令和7年12月追加】 …………… 37

6 振替処理関係

（課税売上げから免税売上げへの振替方法）

問26 リファンド方式において、課税売上げとして処理した免税対象物品の販売について、税関確認情報を保存した場合、免税売上げに振り替える処理が必要とのことですが、税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う必要があるのですか。 …………… 38

（免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理）

問27 リファンド方式において、免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合、どのように処理すればよいですか。【令和7年12月改訂】 …………… 39

（販売時の適格請求書の交付）

問28 リファンド方式においては、免税購入対象者に対して免税対象物品を税

込価格（課税）で販売するとのことですが、この販売について、適格請求書（インボイス）を交付する必要はありますか。…………… 41

7 返金手続関係

（返金手続の主体）

問29 リファンド方式においては、税関確認情報を取得した後に、免税購入対象者に消費税相当額を返金するとのことですが、この返金手続について教えてください。【令和7年12月改訂】…………… 42

（返金手続に当たり必要な資格等）

問29-2 当社は輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受け、免税購入対象者へ返金手続を行うことを検討しています。この返金手続に当たり、必要となる資格等がありますか。【令和7年12月追加】…………… 42

（税関の確認後に返金が行えなかった場合の処理）

問30 免税購入対象者に対する返金処理を行おうとしたところ、返金先口座番号の記載誤りがあり、返金が行えませんでした。この場合、返金できなかった消費税相当額はどのように処理すれば良いか教えてください。…………… 43

8 免税販売管理システム

（API仕様の変更）

問31 リファンド方式への移行に向け、システム関係の改修が必要となると思いますが、現行制度でのAPI仕様書から変更になる点を中心に概要を教えてください。…………… 44

（購入記録情報に設定する販売価額）

問32 リファンド方式においては、免税購入対象者に対し免税対象物品を税込価格（課税）で販売するとのことですが、購入記録情報の「販売価額」欄は税込価額、税抜価額のいずれを設定すればよいですか。…………… 45

（税関確認結果の取得方法）

問33 国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得する方法を教えてください。【令和7年12月改訂】…………… 45

（税関確認結果の「日時指定」に設定する識別符号）

問34 税関確認結果を日時指定の方式でリクエストする場合、送信者識別符号又は販売場識別符号を設定するとのことですが、どちらを設定するかで違いはあるのですか。…………… 46

（税関確認結果の照会時の制限）

問35 税関確認結果を照会する際の制限（権限）について教えてください。…………… 47

(税関確認結果と購入記録情報の照合)

- 問36 税関確認結果を日時指定の方式により取得しましたが、税関確認結果に対応する購入記録情報を確認する方法として、どのような方法がありますか。…………… 48

(税関確認結果が0件となる場合)

- 問36-2 税関確認結果照会を行いました、その結果が0件で返却されました。結果が0件となるケースはどのような場合か教えてください。また、エラーが返却される場合との違いを教えてください。【令和7年12月追加】…………… 48

(税関確認結果の見方)

- 問37 国税庁(免税販売管理システム)から返却される税関確認結果の見方を教えてください。…………… 49

1 輸出物品販売場制度の見直し（令和7年度税制改正）の概要

（改正の概要）

問1 令和8年11月から実施されるリファンド方式とこれに関連する改正の概要を教えてください。

【答】

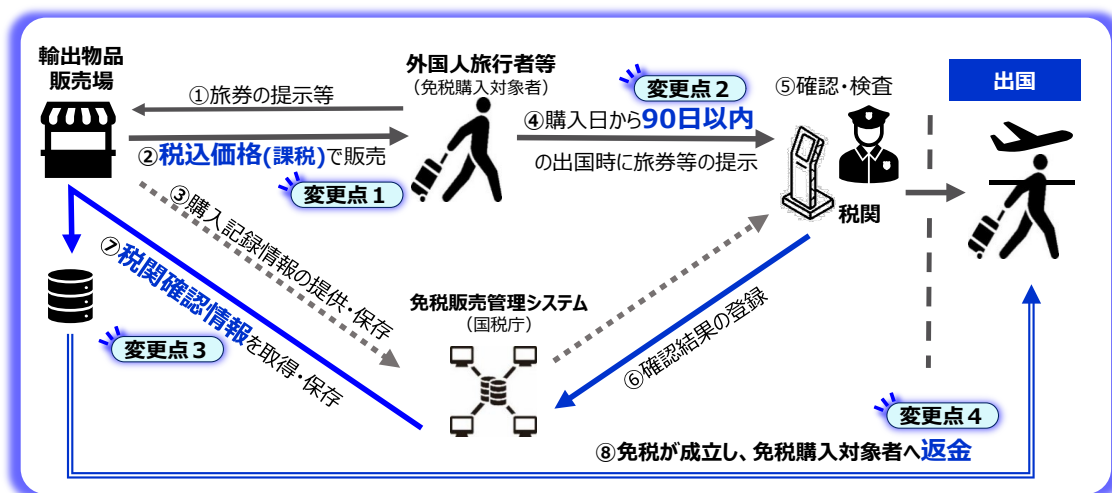
1. リファンド方式の概要

輸出物品販売場（免税店）制度は、令和8年11月1日から、輸出物品販売場において税込価格（課税）で行った免税対象物品の譲渡（販売）について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことが確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に輸出物品販売場を経営する事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直しが行われます。

現行制度からの主な変更点は次のとおりです。

- ・ 輸出物品販売場は、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して一定の方法により税込価格（課税）で免税対象物品を販売【変更点1】することとなります。
- ・ 免税購入対象者は、その免税対象物品を国外に持ち出すことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認【変更点2】を受けることとなります。
- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者は、その販売情報等（購入記録情報）及び免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存【変更点3】することで、免税の適用を受けることとなります。
- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に消費税相当額を返金（リファンド）【変更点4】することとなります。

（リファンド方式のイメージ）



2. リファンド方式に関連する改正内容

令和7年度税制改正では、次の見直しも行われます。

改正項目	主な内容
免税販売手続等 (問3を参照)	船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直しなど
免税対象物品の範囲等 (問4を参照)	一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額(50万円)、特殊包装、通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止など
輸出品販売場の許可要件等 (問5、6を参照)	現行制度での一般型輸出品販売場と手続委託型輸出品販売場の許可区分の廃止、申請届出手続の簡素化など
その他の改正事項 (問7を参照)	いわゆる別送の取扱いの廃止や罰則規定の見直し、輸出品販売場の許可取消要件の見直しなど

なお、現行制度の「承認送信事業者(改正後:承認送受信事業者)」(消令18の4)や「臨時販売場」(消令18の5)に関しては、申請届出手続の簡素化が行われるほか、税関確認情報の取得(上記1の【変更点3】)に係る所要の見直しが行われますが、承認送信事業者等に係る基本的な仕組みは現行制度と同様です。

3. 適用時期

リファンド方式は、令和8年11月1日以降に輸出品販売場において免税購入対象者に対して行う免税対象物品の譲渡(販売)から適用されます(問8、9参照、輸出品販売場の許可等に係る経過措置については問10参照)。

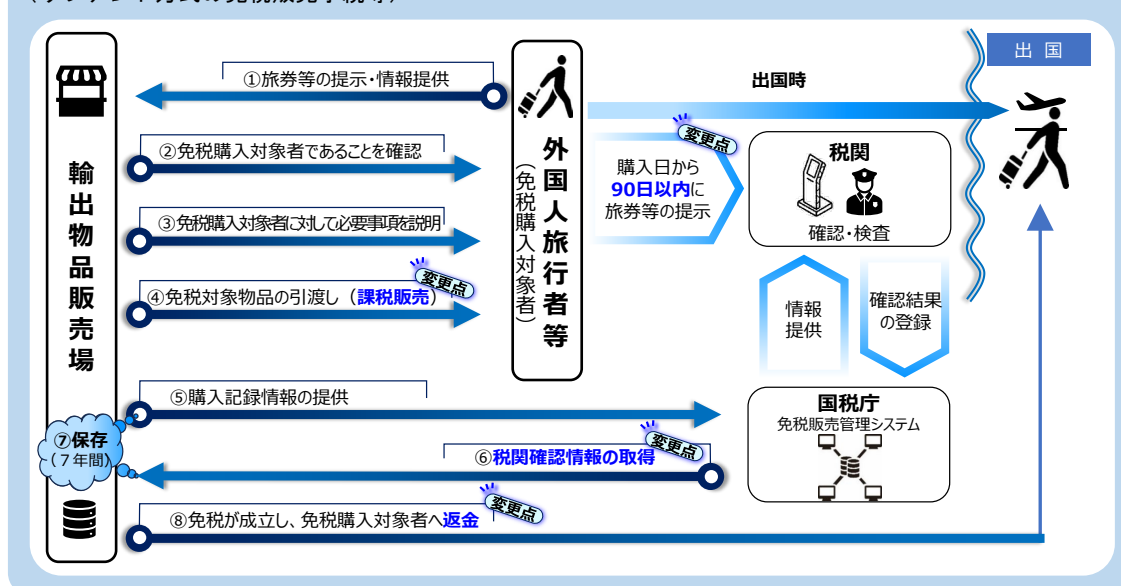
(リファンド方式における具体的な免税販売手続の方法等)

問2 リファンド方式における免税販売手続の方法等を詳しく教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

「一般型輸出品販売場」における免税購入対象者に対する免税販売手続の方法等は、次のとおりです(免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合の方法等は問24参照)。

(リファンド方式の免税販売手続等)



- ① 旅券等の提示・情報の提供（下線は主な改正箇所。以下この間において同じです。）
輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます（消令18②）（問3参照）。
次の免税購入対象者の区分に応じた旅券等の提示がない場合は、免税販売手続を行うことはできません（消令18②一）。
- イ ロ以外の免税購入対象者…旅券^{（注1）}（上陸許可の証印を受けたもの）
ロ 各種上陸許可（船舶観光上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可又は遭難による上陸許可）を受けて在留した免税購入対象者…各種上陸許可書及び旅券^{（注2）}
- （注）1 旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コードによる提示を含みます。
2 船舶観光上陸許可を受けて在留する者の旅券には旅券の写しを含みます（消基通8-1-1）。
- また、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売手続を行う場合は、旅券に加え「在留証明」、「戸籍の附票の写し」又は「個人番号カード（マイナンバーカード）」^{（注3）}（以下「証明書類」といいます。）の提示を受け、旅券及び証明書類に記載された情報の提供を受けます（消令18②一二、消規6の2）。
- （注）3 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。また、マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。
- ② 免税購入対象者であることを確認
輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であることを確認します（問3参照）。
- ③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明
輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、免税購入対象者に対して、「税関の確認は購入日から90日以内の出国時に旅券を提示等し、かつ、免税購入対象者は税関の求めに応じて免税対象物品を提示^{（注）}できるようにしなければならない」旨や「税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければならず、それを輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となる」旨を説明しなければなりません（消令18③、消規6の3）。
- （注） 税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に税関の確認を受ける必要がある旨を説明します。
- ④ 免税対象物品の引渡し（税込価格で販売）
輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します。なお、⑥及び⑦下線箇所に係る改正に伴い、現行制度の免税価格（税抜価格）での販売から課税価格（税込価格）での販売に変更されることとなります。また、一般

物品と消耗品の区分が廃止されることに伴い、消耗品の購入上限額及び特殊包装要件は廃止され、購入下限額（5千円）の判定はこれらの区分をせず行うこととされます（問4参照）。

（注） 課税価格（税込価格）での販売に変更されますが、購入下限額（5千円）の判定は「税抜価額」で行い（消法8①）、⑤の購入記録情報も、引き続き「税抜価額」で提供することとなります（消規6の4①四）。

⑤ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供しなければなりません（消法8②）。

（注）1 承認送受信事業者は契約に係る輸出物品販売場ごとに国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供することができます（消令18の4①）。

2 購入記録情報に設定する（①で提示を受けた）旅券等の番号は、旅券番号に統一されます（消規6の2②二）。

3 購入記録情報に設定する日本国籍を有する免税購入対象者に係る「証明書類」の内容は、「証明書類の種類」と「国外転出予定日又は国外定住日」に緩和され、証明書類の写し等の保存要件は廃止されます（消規6の2③）。

4 単価100万円（税抜価額）以上の商品を販売した場合、購入記録情報として「商品情報詳細」（シリアル番号等）を設定することとされます（消規6の4①五）（問13、14参照）。また、購入記録情報に設定できる任意項目として、「商品分類」（問12参照）や「販売場名称（英語表記）」が追加されます。

5 税関の確認は、輸出物品販売場から提供された購入記録情報に基づき行うため、購入記録情報は誤りや入力漏れのないように正しく設定し、国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります。購入記録情報に誤りや入力漏れがあり、税関の確認が行えない場合、原則として免税購入対象者は税関による免税対象物品の持出し確認を受けることができず、輸出物品販売場を経営する事業者においては、税関確認情報の取得・保存ができないことから、免税の適用を受けることはできません。

⑥ 税関確認情報の取得

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けた旨の情報（税関確認情報）について、国税庁（免税販売管理システム）から取得します（消令18⑨）（問33～37参照）。

⑦ 購入記録情報及び税関確認情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければなりません（消法8④、消令18⑩）（問17参照）。

なお、購入記録情報及び税関確認情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税の適用を受けることはできません。ただし、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません（消法8④但書、消基通8-1-7）。

⑧ 免税が成立し、免税購入対象者へ返金

取得した税関確認情報等に基づき、免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金します。

(注) 1 具体的な返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものではありません（問29参照）。

2 ⑥で税関確認情報を取得した後、課税売上げを免税売上げに振り替える等の処理を行います（問26、27参照）。免税対象物品を販売してから90日を超えても税関確認情報が提供されない場合、課税販売（課税売上げ）が確定します（問37参照）。

(参考) 免税購入対象者は、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に所持する旅券等を提示し税関の確認を受けるものとされます（消法8①、消令18⑤）（問18、19参照）。

この税関の確認は、購入記録情報を単位として行われます（消法8③、消基通8-1-6）。購入記録情報の単位とは、一の販売（領収）単位（基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位）をいいます（問20参照）。

また、この確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなった場合には、税関は、免除された消費税額に相当する消費税を免税購入対象者から徴収することとされます（消法8⑥）。正当な理由なく、その免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合には、罰則の適用対象とされます（消法8⑤、65一、消基通8-1-8）。

(免税購入対象者の確認方法等の見直し)

問3 免税購入対象者の確認方法等の見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

1. 免税購入対象者

輸出物品販売場における免税販売手続の対象は、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対する販売に限られます（消法8①、消令18①）。この「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいいます。

(参考) 免税購入対象者（改正された事項はありません。）

国籍	免税購入対象者
外国籍	非居住者のうち、次の者

国籍	免税購入対象者
	① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表1の1、1の3) ② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者 (出入国管理及び難民認定法14~18) ③ 合衆国軍隊の構成員等 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定1)
日本国籍	非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者

2. 免税購入対象者であることの確認

輸出品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受けて購入者が免税購入対象者であることを確認し、その旅券等に記載された情報の提供を受ける必要があります。

この確認する際の提示書類等について、次のとおり見直しが行われます(消令18②)。

(確認時の提示書類等) (下線は主な変更箇所)

国籍等		現行制度 (~R8. 10. 31)	リファンド方式 (R8. 11. 1~)
外国籍	船舶観光、乗員、 緊急、遭難による 上陸許可	【提示書類等】 ・ 上陸許可書	【提示書類等】 ・ 上陸許可書及び <u>旅券</u> ※ 船舶観光上陸許可により在留する者は旅券の写しも可(消基通8-1-1(注)2)。
		【購入記録情報の設定】 ・ 許可書番号 ※ 船舶観光上陸許可書(旅券の写しの添付あり)を所持する者は旅券番号。	【購入記録情報の設定(注1)】 ・ <u>旅券番号</u> (許可書番号は不可)
	・ 寄港地、通過 による上陸許可 ・ 短期滞在、外交、公用	【提示書類等】 ・ 旅券	同左
		【購入記録情報の設定】 ・ 旅券番号	
合衆国軍隊の構成員等	【提示書類等】 ・ SOFAスタンプのある旅券	同左	
	【購入記録情報の設定】 ・ 旅券番号 ※ 「在留資格」欄に「99:その他」、「備考」欄に「米軍構成員」		【購入記録情報の設定(注1)】 ・ 旅券番号 ※ 「 <u>在留資格</u> 」欄に「96:米軍構成員」

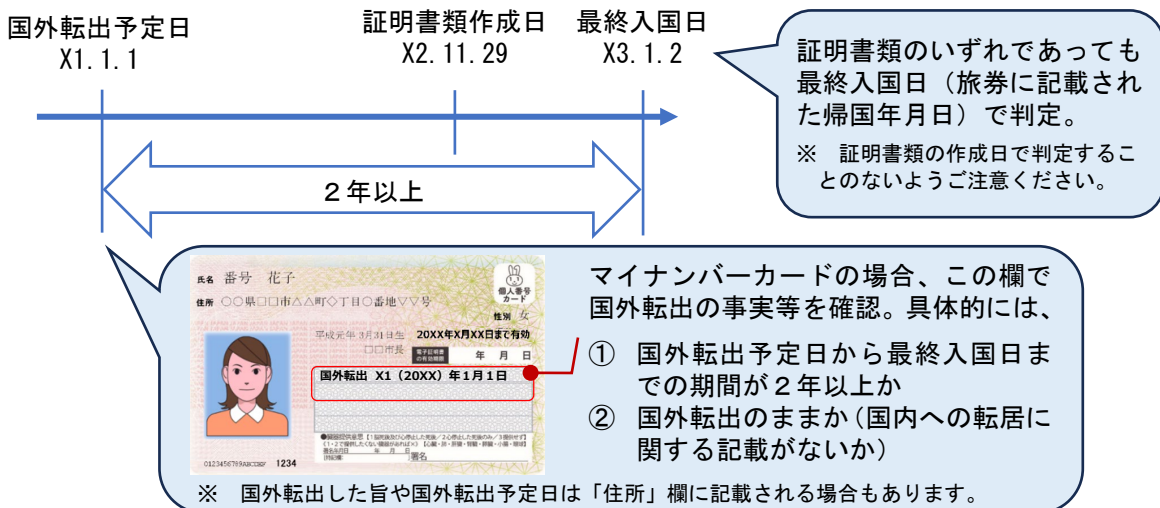
(注) 1 購入記録情報として設定する項目のうち、「旅券番号」欄及び「在留資格」欄について見直しのあった項目を記載しています。

国籍	現行制度 (~R8. 10. 31)	リファンド方式 (R8. 11. 1~)
日本	【提示書類等】 ・ 旅券	【提示書類等】 ・ 旅券

国籍	現行制度 (～R8. 10. 31)	リファンド方式 (R8. 11. 1～)
国籍	<p>・在留証明又は戸籍の附票の写し(最終入国日から起算して6月前の日以後に作成され、かつ、本籍は地番まで記載があるものに限ります。)</p> <p>※ 非居住者(国外に2年以上居住)の判定は、これらの証明書類の作成時点において確認します。</p> <p>在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含まれます。</p> <p>【購入記録情報の設定等】</p> <p>・購入記録情報に必要事項を設定又は証明書類の写し等の保存</p> <p>※ 必要事項は原則として、証明書類の種類、作成(発給)年月日、本籍、在外公館の名称(在留証明に限ります。)を設定。</p>	<p>・左記の証明書類等又は<u>個人番号カード(マイナンバーカード)</u></p> <p>※ 非居住者(国外に2年以上居住)の確認は、証明書類のいずれであっても国外転出予定日(国外定住日)から<u>最終入国日(旅券に記載された「上陸年月日」(帰国年月日))</u>までの期間で行うこととされます(消規6の2①)。また、証明書類については、<u>本籍の記載は不要</u>とされます。</p> <p><u>マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録(スマートフォンのマイナンバーカード)を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。</u></p> <p>【購入記録情報の設定等(注2)】</p> <p>・購入記録情報の必要事項は「<u>証明書類の種類</u>」及び「<u>国外転出予定日又は国外定住日</u>」の2項目に<u>緩和され証明書類の写し等の保存要件は廃止</u></p>

(注) 2 購入記録情報として設定する項目のうち、「備考」欄について見直しのあった項目を記載しています。なお、これら2項目は「備考」欄ではなく、それぞれの項目欄に設定をします。

【日本国籍を有する免税購入対象者の「国外に2年以上居住」の確認例】



(注) マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



(免税対象物品の範囲等の見直し)

問4 免税対象物品の範囲等について見直しが行われたとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

現行制度における免税対象物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品とされ、一般物品（免税対象物品のうち消耗品以外のものをいいます。）又は消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）の区分に応じて、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜価額）の合計額が一定の基準を満たすものをいいます。

リファンド方式においては、

- ① 一般物品と消耗品の区分が廃止されることに伴い、消耗品について免税購入対象者の同一店舗1日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装要件が廃止されま
- ② 免税対象物品は次に掲げる物品（以下「免税対象外の物品」といいます。）以外の物品をいうこととされます（消法8①、消規6）。
 - ・ 消費税に関する不正の目的をもって購入されるおそれが高い物品（金及び白金の地金並びに金貨及び白金貨）
 - ・ 消費税が非課税とされる物品

そのため、輸出物品販売場で免税対象物品を販売する際、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断は不要となるため^(注1、2)、免税対象外の物品に該当しないものは、免税対象物品に該当します（消基通8-1-2）。

（免税対象物品の範囲等の見直しイメージ）

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	 一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
	 消耗品	5千円～50万円		必要
見直し後	 区分なし	5千円 ^(注3) ～	用途を問わない	不要
	区分の廃止	購入上限額の廃止	用途要件の廃止	包装の廃止

(注) 1 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、その物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けることはできません。そのため、輸出物品販売場で購入する免税対象物品は、出国時にその免税対象物品の全てを免税購入対象者自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られることとなります（消基通8-1-2（注））。

なお、購入の際に輸出物品販売場から直送制度（問22参照）を利用して、免税対象物品を輸出することはできます。

2 免税購入対象者が出国時に税関の確認を受けなかったときは、免税対象物品を販売した輸出物品販売場を経営する事業者において免税の適用を受けることはできません（消法8①）（問19参照）。

3 一般物品と消耗品の区分が廃止されることに伴い、免税対象金額（購入下限

額である免税対象物品の合計金額が5千円以上)の判定も区分せずに行います。また、この判定は、リファンド方式においても引き続き、税抜価額で行います(消法8①)。

(輸出物品販売場の区分や許可要件の見直し)

問5 輸出物品販売場の区分や許可要件について、見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

1. 輸出物品販売場の区分

リファンド方式への移行に伴い、現行制度での一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の区分が廃止され、「一般型輸出物品販売場」に統合されます。これにより、リファンド方式における輸出物品販売場の区分は「一般型輸出物品販売場」と「自動販売機型輸出物品販売場」の2つとなります(消令18の2②)。

なお、「一般型輸出物品販売場」を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続(購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。)に係る事務を委託して行わせることができるとされます(消令18の3①)(免税販売手続の委託制度、問24参照)。

(輸出物品販売場の区分)

現行制度(～R8.10.31)	リファンド方式(R8.11.1～)
一般型輸出物品販売場	一般型輸出物品販売場
手続委託型輸出物品販売場	
自動販売機型輸出物品販売場	同左

2. 輸出物品販売場の許可要件等

リファンド方式への移行に伴い、輸出物品販売場の許可要件について次のとおり見直しが行われます(消法8⑦、消令18の2②)。

(輸出物品販売場の許可要件)(下線は改正箇所)

現行制度(～R8.10.31)	リファンド方式(R8.11.1～)
<p>① 次のイ及びロの要件を満たす事業者(消費税の課税事業者に限ります。)が経営する販売場であること。</p> <p>イ 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるもの)に限ります。)がないこと。</p> <p>ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p>	同左

② 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。	<u>免税販売手続や購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。</u>
③ 免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。	

- (注) 1 輸出物品販売場制度における「販売場」とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しません(消基通8-2-1(注)1、8-2-4(注)2)。この考え方はリファンド方式に限らず、現行の制度(令和8年10月31日まで)においても同様です。
- 2 リファンド方式においては、輸出物品販売場の許可取消要件が見直され、新たな取消要件が追加されます(問7参照)。この追加される新たな取消要件に該当して輸出物品販売場の許可が取り消された場合においては、その取消の日から3年を経過しない場合であっても上記許可要件を満たす場合には、その許可申請書を提出することができることとされます(消基通8-2-1(注)3)。
- 3 上記のほか、「自動販売機型輸出物品販売場」については、「一の自動販売機のみを設置する販売場であること」が許可要件とされていますが、この要件に改正はありません。

3. その他

上記1・2のほか、許可要件の見直しに伴い、輸出物品販売場制度に関する各種申請届出書の記載事項及び添付書類が簡素化されます(問6参照)。

また、令和8年11月1日より前に輸出物品販売場の許可を受けた既存の販売場(令和8年10月31日までに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出(免税販売手続電子化未対応)の輸出物品販売場を除きます。)は、令和8年11月1日に新制度の許可を受けたものとみなされます(制度移行期の注意点については問10参照)。

(申請届出手続の簡素化)

問6 リファンド方式において、申請届出手続が簡素化されることですが、その概要について教えてください。

【答】

リファンド方式への移行に当たっては、輸出物品販売場の区分や許可要件の見直し等が行われますが、これに伴い、輸出物品販売場制度に関する各種申請届出手続が次のとおり見直されます。

1. 輸出物品販売場の移転手続

現行制度での輸出物品販売場の移転については、移転前の販売場に係る「輸出物品

販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転後の販売場について、新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

リファンド方式においては、現行制度と異なり「輸出物品販売場等変更届出書」を移転する日の前日までに輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出することで、輸出物品販売場の許可を受けたまま販売場の移転が可能となります（消規7④）。なお、許可を受けた輸出物品販売場を廃止し、新たに輸出物品販売場を設置する場合には、現行制度と同様、廃止前の販売場の「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、新たに設置する輸出物品販売場について改めてその許可を受ける必要があります（消法8⑦、消令18の2①②④）。

2. 申請届出書の様式の統合

現行制度で輸出物品販売場の区分ごとに分かれている許可申請書等を統合するほか、別様式とされている「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」は廃止され、許可申請書等に統合されます。

現行制度（～R8. 10. 31）	リファンド方式（R8. 11. 1～）
輸出物品販売場許可申請書（一般型用）	輸出物品販売場許可申請書
輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）	
輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）	
輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書	
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）	
輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書	
臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）	臨時販売場設置届出書
臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）	

また、現行制度で変更内容ごとに分かれている各種の変更届出書は、一つの届出書に統合されます。

現行制度（～R8. 10. 31）	リファンド方式（R8. 11. 1～）
手続委託型輸出物品販売場移転届出書	輸出物品販売場等変更届出書
自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書	
臨時販売場変更届出書	
輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書	
免税手続カウンター設置場所変更届出書	
承認送信事業者の変更届出書	

3. 申請届出書の添付書類の簡素化等

【添付書類の簡素化】

- ・ 現行制度で各申請届出書や変更届出書の添付書類とされている「見取図」や「会社案内」、「HP 情報」、「取扱商品リスト」等の提出が不要となります。
- ・ 現行制度で「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」の添付書類とされている「7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実又は設置する意思を有する旨を証する書類」の提出が不要となります。

【添付書類の追加】

- ・ 輸出物品販売場の許可要件に「購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること」が新たに追加されることに伴い、その確認ができる資料が添付書類として追加されます（消規7②三）。
これらについて、詳しくは問6-2をご参照ください。

(注) リファンド方式における新たな申請届出書の様式や必要な添付書類については、詳細が確定次第、改めて国税庁ホームページ等でお知らせします。

(リファンド方式移行前の輸出物品販売場許可申請書の提出)

問6-2 当社はリファンド方式への移行に合わせて輸出物品販売場を新たに設置しようと考えています。令和8年11月1日から免税対象物品の販売を行うために、リファンド方式に対応した新様式の輸出物品販売場許可申請書をあらかじめ提出することはできますか。【令和7年12月追加】

【答】

ご質問のように、リファンド方式への移行に合わせて令和8年11月1日に輸出物品販売場を新たに設置する場合、同日前であってもリファンド方式に対応した新様式の「輸出物品販売場許可申請書」を提出することができます（令和8年10月1日から提出を受け付ける予定です。輸出物品販売場の許可申請に係る審査には、一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。）。

リファンド方式に対応した輸出物品販売場制度に関する申請届出書の新様式については、確定次第、国税庁ホームページ等で公表することを予定しています。

なお、リファンド方式における輸出物品販売場の許可申請は、申請内容に応じ、新様式の「輸出物品販売場許可申請書」に次の①及び②の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ提出することとなります（消法8⑦、消令18の2①、消規7①②）。

【①輸出物品販売場に関する書類】

一般型輸出物品販売場		自動販売機型 輸出物品販売場
自ら販売場で免税販売手続を行う場合	免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合	
販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類【免税販売手続マニュアルなど】	その委託に関する契約書の写し【免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類【自動販売機設置契約書の写しなど】

【②購入記録情報の提供等の方法に関する書類】

自ら購入記録情報の提供等を行う場合	購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせる場合
購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類【販売場において使用する事務のマニュアル及び端末操作要領など】	その委託に関する契約書の写し【購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど】

(注) 1 現行制度において許可申請書の添付書類とされている「見取図」や「会社案内」、「HP 情報」、「取扱商品リスト」等の提出は不要となります。なお、上の表に示しているもののほか、許可要件の確認のために追加資料の提示又は提出をお願いする場合があります（例：消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料）。

2 令和8年10月31日までに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、新様式ではなく、現行制度の様式により申請します。

(参考) 令和8年10月31日に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている輸出物品販売場は、令和8年11月1日において新制度における一般型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされます。詳しくは問10をご参照ください。

(輸出物品販売場等に関する変更届)

問6-3 現行制度で変更内容ごとに分かれている各種の変更届出書について、リファインド方式では「輸出物品販売場等変更届出書」に統合されるとのことですが、この変更届出書はどのような場合に提出が必要となるのか教えてください。【令和7年12月追加】

【答】

リファインド方式における新たな届出書様式である「輸出物品販売場等変更届出書」は、次のような事項の変更があった場合に提出することになります(消令18の5⑤、消規7④、8③、9⑤、10⑤⑥)。

事業者の区分	変更事項の例
輸出物品販売場を営業者	<p>【「輸出物品販売場許可申請書」に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出物品販売場の名称や所在地* ・ 一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者 ・ 自動販売機型輸出物品販売場に係る自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号） ・ 購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者 ・ 購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けている事業者	<p>【「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者 ・購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否
	<p>【「臨時販売場設置届出書」に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時販売場の名称や所在地、設置期間 ・臨時販売場に設置する自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号） ・免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者
承認免税手続事業者	<p>【「承認免税手続事業者承認申請書」に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税手続カウンターの所在地*
承認送受信事業者	<p>【「承認送受信事業者承認申請書」に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールアドレス ・購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要

※ 「輸出物品販売場等変更届出書」は、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますが、輸出物品販売場や免税手続カウンターの所在地を移転する場合には、その移転する日の前日までに提出する必要があります（消規7④、8③）。

（承認免税手続事業者における免税手続カウンターの移転等の手続）

問6-4 リファンド方式において、承認免税手続事業者が免税手続カウンターを新たに設置する場合や移転する場合の手続について教えてください。【令和7年12月追加】

【答】

リファンド方式において、一般型輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受けて当該販売場の免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。）に係る事務を行おうとする事業者は、その設置する免税手続カウンターごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受けることとされます（消令18の3②）。

そのため、既に承認を受けている免税手続カウンターとは別に新たに免税手続カウンターを設置して免税販売手続を行おうとする場合、新たに設置する免税手続カウンターについて、「承認免税手続事業者承認申請書」を提出して改めてその承認を受ける必要があります。

また、既に承認を受けている免税手続カウンターを移転する場合、その移転する日の前日までに、移転前及び移転後の免税手続カウンターの所在地等を記載した「輸出物品販売場等変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消規8③）。

なお、既に承認を受けている免税手続カウンターを廃止し、新たに免税手続カウンターを設置する場合には、廃止する免税手続カウンターについて、その廃止をしようとする日等を記載した「承認免税手続事業者不適用届出書」を提出するとともに、新たに設置する免税手続カウンターについて、「承認免税手続事業者承認申請書」を提出して改めてその承認を受ける必要があります（消令18の3②⑦）。

（参考） 現行制度では、手続委託型輸出物品販売場の場合、商店街、ショッピングセンター及びテナントビル等の特定商業施設内において、免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者（承認免税手続事業者）に代理させることができます。承認免税手続事業者の承認は特定商業施設ごとに受ける必要があるとともに、特定商業施設内の免税手続カウンターをその特定商業施設内で移転、新たに設置又は一部を廃止する場合には、その移転、新たに設置又は一部廃止する日の前日までに、「免税手続カウンター設置場所変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（令和7年2月改訂版輸販場Q&A問67、問81、問84参照）。

（輸出物品販売場制度のその他の改正事項）

問7 輸出物品販売場制度について、許可要件や免税販売手続、免税対象物品の範囲以外にも改正が行われたとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

リファンド方式への移行に伴い、輸出物品販売場の許可要件や免税販売手続、免税対象物品の範囲以外にも次のとおり改正が行われます（1の取扱いは令和7年3月31日をもって廃止され、2から4の改正は令和8年11月1日から廃止又は適用されます。）。

1. いわゆる別送の取扱いの廃止

免税購入対象者が購入した免税対象物品を出国前に郵便物等として輸出し、出国時に免税対象物品を所持していない場合で、税関に輸出を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示し、その書類により免税対象物品を輸出したことが明らかなきときは、輸出の確認を受けることができる取扱い（改正前の消基通8-1-5の2）は、令和7年3月31日をもって廃止されました（問23参照）。

2. 税関の確認を受けた免税対象物品を輸出しなかった場合の罰則規定

税関による免税対象物品の持出し確認を受けた免税購入対象者はその物品を遅滞なく輸出しなければなりません（消法8⑤）、正当な理由なく、この規定に違反してその輸出をしなかった場合には、罰則の適用対象とされます（消法65一）。

3. 輸出物品販売場の許可取消要件の見直し

輸出物品販売場の許可取消要件に「国税庁（免税販売管理システム）へ提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により税関長の確認に支障があると認められる場合」が追加されます（消法8⑧三、消基通8-2-5（3））。

4. 特定商業施設の要件の廃止

「一般型輸出物品販売場」を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手

続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。）に係る事務を委託して行わせることができることとされますが（消令18の3①）、現行制度での特定商業施設の要件が廃止され、その輸出物品販売場で免税対象物品を販売した日と同一の日に免税手続カウンターで免税販売手続を行う必要があることとされます（消令18②、消基通8-1-11）（免税販売手続の委託制度、問24参照）。

（施行日と経過措置）

問8 リファンド方式は令和8年11月から適用されるとのようですが、免税対象物品の販売日と免税購入対象者の出国日のどちらから適用されますか。また、リファンド方式への移行に当たり、現行制度と併用できる移行期間は設けられますか。

【答】

リファンド方式は、免税購入対象者の出国日からではなく、令和8年11月1日以降に輸出物品販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の譲渡（販売日）から適用されます（改正法附則21）。

なお、リファンド方式への移行に当たり現行制度とリファンド方式を併用できる移行期間はありません。そのため、輸出物品販売場を経営する事業者の方が、令和8年11月1日以降も輸出物品販売場で行う取引について免税の適用を受けるためには、リファンド方式に対応する必要があります。

（注） 免税対象物品の譲渡（販売）とは、商品の引渡しを行うことをいいます（問11参照）。

（施行日の午前0時を過ぎて行う商品販売）

問9 当社が経営する輸出物品販売場は、営業時間が午前9時から翌日の午前1時までであるため、日々の売上げについて午前1時で締めて集計していますが、令和8年10月31日分の売上げとして計上する同年11月1日の午前0時から1時までの商品販売について、リファンド方式へ対応した免税販売手続によらなければならないのでしょうか。

【答】

リファンド方式は令和8年11月1日午前0時以降に行う取引から適用されます（改正法附則21）。そのため、輸出物品販売場において令和8年11月1日の午前0時以降に行う商品販売については、原則として、リファンド方式に対応した免税販売手続によらなければ、免税の適用を受けることはできません。

しかしながら、ご質問のように、輸出物品販売場を経営する事業者が継続適用している売上計上基準に従って、令和8年11月1日の午前0時から1時までの商品販売を、令和8年10月31日分の売上げとして計上する場合には、令和8年10月31日分の売上げに計上される商品販売を現行制度に基づく免税販売手続により対応して差し支えありません。

なお、国税庁（免税販売管理システム）への購入記録情報の提供は、令和8年10月31

日付の取引として扱う場合は、購入記録情報インターフェースのver1又はver2（現行制度対応）で行う必要があります。

（リファンド方式移行時の輸出物品販売場許可等の経過措置）

問10 リファンド方式に移行する際の輸出物品販売場に係る許可等に関し経過措置が設けられたとのことですが、その概要を教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

1. 輸出物品販売場及び臨時販売場

令和8年10月31日に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている輸出物品販売場は、令和8年11月1日において新制度における一般型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされます。また、手続委託型輸出物品販売場は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です（改正令附則2①）。さらに、令和8年10月31日に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場に係る承認を受けている事業者は、令和8年11月1日において新制度における一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場に係る承認を受けたものとみなされます（改正令附則2⑤）。

一方、令和8年10月31日までに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出（免税販売手続電子化未対応）の「輸出物品販売場」や「臨時販売場を設置しようとする事業者」については、同日をもってその許可や承認の効力を失うこととされます（改正令附則2②⑥）。

（注）1 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出の有無（免税販売手続電子化に対応しているか否か）にかかわらず、許可を受けた販売場を閉店する場合や、免税販売手続を行わないこととなった場合には、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（旧消令18の2⑪、消令18の2④）。

2 現行制度において、免税販売を行うためには「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出（免税販売手続電子化対応）が必要となりますが、令和8年11月1日以降にリファンド方式に対応した輸出物品販売場の許可申請書を提出する場合には、この届出書の提出は不要となります（許可申請書に統合されます。問6参照）。

2. 承認免税手続事業者及び承認送信事業者

令和8年10月31日に承認を受けている承認免税手続事業者は、令和8年11月1日において免税手続カウンターごとに新制度における承認免税手続事業者の承認を受けたものとみなされます（改正令附則2③）。また、令和8年10月31日に承認を受けている承認送信事業者は、令和8年11月1日において新制度における承認送受信事

業者の承認を受けたものとみなされます（改正令附則2④）。

上記1又は2の経過措置の適用を受けるために申請書や届出書、添付書類を改めて提出する必要はありません。なお、リファンド方式への移行に伴い、例えば、既に許可を受けている一般型輸出物品販売場について、その免税販売手続の委託の有無や購入記録情報の提供等の方法を変更する場合など、これまで許可等を受けていた事項に変更が生じる場合には、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります。詳しくは問6-3をご参照ください。

（オーダーメイド商品の販売）

問11 当社は顧客から注文を店頭で受け商品を製作した後、改めて来店いただき商品を引き渡すオーダーメイド商品の販売を行っています。この場合、免税販売手続はいつ行うのか教えてください。

【答】

免税販売手続は、免税購入対象者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際に行う必要があります（消令18②）。この免税対象物品を購入する際には、輸出物品販売場から免税購入対象者に商品の引渡しがあった時をいうこととなります。

ご質問の場合は、免税購入対象者に製作した「商品の引渡し時」に、免税販売手続を行う必要があります。なお、このような取扱いはリファンド方式に限らず、現行の制度（令和8年10月31日まで）においても同様です。

そのため、例えば注文を店頭で受け、商品は免税購入対象者が帰国した後自宅などに発送する形で引き渡す場合には、商品の引渡し時に免税販売手続を行うことができないことから、輸出物品販売場制度による免税の適用は受けられないこととなります。

（注） 事業者が、免税購入対象者の指定する国へオーダーメイド商品を輸出する場合には、消費税法第7条（輸出免税制度）の規定の適用を受けることができます。この場合には、輸出物品販売場を営業者において一定の書類等の保存が必要となります（消法7②、消規5、消基通7-2-23）。

また、いわゆる直送制度を利用して商品を輸出することもできます（問22参照）。

2 購入記録情報の提供

(商品分類の設定)

問12 リファンド方式において購入記録情報の任意項目として追加される「商品分類」はどのようなものでしょうか。任意項目のため、設定しなくてもよいでしょうか。

【答】

購入記録情報に設定する任意項目として追加される「商品分類」については、以下の16分類の中から販売した商品に応じ、購入記録情報に設定することになります。

(商品分類)

菓子類	靴・かばん・革製品
酒類	電気製品（デジタルカメラ/PC/家電等）
生鮮農産物	時計・フィルムカメラ
その他食料品・飲料・たばこ	宝石・貴金属
化粧品・香水	民芸品・伝統工芸品
医薬品	本・雑誌・ガイドブックなど
健康グッズ・トイレタリー	音楽・映像・ゲームなどソフトウェア
衣類	その他

(注) 上記16分類は、観光庁が公表している「インバウンド消費動向調査」における調査項目（支出費目）と同様です。

この「商品分類」は任意項目ですので、必ずしも購入記録情報に設定する必要はありませんが、「品名」欄その他の記載等から税関で免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「品名」（消規6の4①四）が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。また、免税対象物品がどのようなものであるかを税関で判断できない場合、税関の確認を受けられませんので、免税購入対象者から当該免税対象物品を販売した輸出物品販売場に問合せが行われる可能性もあります。

そのため、輸出物品販売場において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

(商品情報詳細の設定内容)

問13 販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合に設定することとされている「免税対象物品を特定するに足りる事項」（商品情報詳細）には、具体的にはどのような情報を設定するのか教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合には、購入記録情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」（商品情報詳細）を設定することとされます（消令18⑥、消規6の4①五）。

この「免税対象物品を特定するに足りる事項」とは、例えば、免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書、鑑別書若しくは保証書付きである旨の事項を商品の属性に応じて免税対象物品を具体的に特定するに足りるよう組み合わせた事項をいい、シリアル番号^(注1)の付された腕時計のような免税対象物品については、その組み合わせた事項にシリアル番号を加えたものをいいます（消基通8-1-5、これらの内容及び具体例は下表参照）。そのため、商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合、購入記録情報として「商品情報詳細」欄には、その商品の属性に応じ、これらの事項を組み合わせて設定する必要があります（必須項目）^(注2)。

シリアル番号の付された腕時計のような免税対象物品について、シリアル番号があるにもかかわらず、購入記録情報（「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄）にその設定がない場合、税関では購入された商品との同一性の確認ができないため免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。

なお、免税対象物品を特定するに足りる事項（シリアル番号を除きます。）を既に「品名」欄に設定している場合には、「商品情報詳細」欄に「品名欄に設定済み」と入力しても差し支えありません。

(注) 1 シリアル番号とは、個別の商品を一意に特定するため、その商品に印字又は刻印された固有の番号や記号をいいます。そのため、一の製造期間内に一連の製造工程により製造された商品の一群に付されるロット（製造）番号や記号は、個別の商品を一意に特定することができないため、シリアル番号に該当しません（消基通8-1-5（注）、ロット（製造）番号や記号は、購入記録情報の「品名」欄又は「商品情報詳細」欄に設定します。）。

2 購入記録情報として設定できる文字数は、「商品情報詳細」欄は全角又は半角で80文字、「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄は半角（英数字）20文字以内となります（詳細については国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください。）。

（「商品情報詳細」欄に設定する主な内容）

項目	設定内容
商品の具体的な名称	例えば「美術品」や「宝飾品」の場合には、「つぼ」や「ダイヤの指輪」など具体的な名称
ブランド名	商品を提供又は製造する企業やブランドの名称
型番号	商品のモデルを特定するためのモデル名や型番号（シリアル番号を除きます。）
形状又は色彩等の特徴	形状や色彩、材質、サイズ、重量等の商品の外見その他の特徴が分かる情報
鑑定書、鑑別書又は保証書付きである旨	宝石類等で鑑定書（鑑別書）や保証書が付されているものがある場合には、その旨

(設定例：ブランド名や型番号がある商品の場合)

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
腕時計	ブランド名〇〇、型番AA12345、黒色系	X9999999
宝飾品 (指輪)	ダイヤの指輪、ブランド名〇〇、 モデル名〇〇、24K、鑑定書あり	—
婦人服 (コート)	毛皮のコート、ブランド名〇〇、灰色系	AAA000
バッグ	ブランド名〇〇、モデル名〇〇、赤色系、 牛革、シリアル番号は背面側の内ポケット ^(注3)	123456789

(注) 3 シリアル番号が商品の外観から容易に確認できない場合には、可能な限り、シリアル番号が付されている場所（ICタグである場合にはその旨とその場所）も併せて設定します。

(設定例：ブランド名や型番号が無い商品の場合)

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
美術品 (つぼ)	〇〇焼、〇〇太郎作、 15cm程度、青色系、鑑定書あり	—
宝石	エメラルド原石、緑色、3cm程度 ^(注4) 、 鑑別書あり	—

(注) 4 形状・色彩等の特徴事項は、鑑定書（鑑別書）等に記載されており、「鑑定書あり」等と入力した場合には、設定しなくて差し支えありません。この場合、出国時の手続で鑑定書等の提示が必要になる旨を免税購入対象者に説明します。なお、免税購入対象者が出国時に鑑定書等を所持しておらず、購入記録情報に登録された情報だけでは購入された商品との同一性の確認ができない場合には、その物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受けること（輸出物品販売場において税関確認情報の取得）ができないため、免税購入対象者は、その免税対象物品に係る消費税相当額の返金を受けることはできません。

(不適切な例：免税対象物品を特定できず免税の適用が認められない例^(注5))

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
音楽用品 (サククス)	楽器	—
宝飾品 (指輪)	ブランド名△△△	—
腕時計	黒色	—

(注) 5 「商品情報詳細」欄に設定された内容により、免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「免税対象物品を特定するに足る事項」（消規6の4①五）が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。

このように、販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合には、購入記録

情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」（「商品情報詳細」欄）を設定する必要があるため、商品を販売した者（輸出品販売場）と免税販売手続を行う者（承認免税手続事業者）が異なる場合（問24参照）には、免税販売手続に必要な情報を販売店から免税手続カウンターに提供するための措置を適切に講ずる必要があります（消令18の3①三）。

また、類似の形態で免税販売手続を行っている場合（商品の売場であるテナントと免税販売手続の専用カウンターが離れており、かつ、いわゆる消化仕入れの方式を採用している百貨店や大型小売店など）においても同様に、テナント形態を含む商品の売り場が免税手続の専用カウンターへの情報提供を行うなどして適切に「商品情報詳細」欄を設定する必要があります。

（同一商品を複数販売した場合の商品情報詳細の設定）

問13-2 同一商品を複数販売した場合、購入記録情報には通常、「品名A、数量2個、単価〇円、販売価額〇円」など一の物品情報として設定していますが、単価（税抜価額）が100万円以上の同一商品（シリアル番号が異なるもの）を複数販売した場合も同様に、一の物品情報としてまとめて設定することはできますか。【令和7年12月追加】

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品を国外に持ち出すことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けることとなります。この確認は、購入記録情報を単位として行われますが（消基通8-1-6）、持出し確認は個々の物品ごとに受けることとなります。

そのため、ご質問のように単価（税抜価額）が100万円以上の同一商品（シリアル番号が異なるもの）を複数販売した場合には、税関において個々の免税対象物品ごとに持出し確認が行えるよう、1点ずつ物品情報（「商品情報詳細」欄及び「商品情報詳細（シリアルナンバー）」欄など）を設定します（一の物品情報としてまとめて設定することはできません。）。

（100万円未満の商品に係る商品情報詳細の設定）

問14 販売した商品の単価（税抜価額）が100万円未満の場合は、「免税対象物品を特定するに足りる事項」（商品情報詳細）は任意項目とされているため、設定しなくてもよいでしょうか。

【答】

販売した商品の単価（税抜価額）が100万円以上の場合には購入記録情報として「免税対象物品を特定するに足りる事項」（「商品情報詳細」欄）を設定することとされますが（消令18⑥、消規6の4①五）、その商品の単価（税抜価額）が100万円未満の場合、「免税対象物品を特定するに足りる事項」（「商品情報詳細」欄）の設定は任意となります。

しかしながら、商品の単価（税抜価額）にかかわらず、「品名」欄その他の記載等から税関で免税対象物品を特定できない場合は、法令上の提供項目である「品名」（消費6の4①四）が設定されていないものとして、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けられない可能性があります。また、免税対象物品がどのようなものであるかを税関で判断できない場合、免税購入対象者から当該免税対象物品を販売した輸出物品販売場に問合せが行われる可能性もあります。

そのため、輸出物品販売場において「免税対象物品を特定するに足りる事項」（「商品情報詳細」欄）の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

（購入記録情報の提供遅延）

問15 リファンド方式において、輸出物品販売場における電気通信回線の故障で購入記録情報を販売時に提供できない場合、どのような対応が必要ですか。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」国税庁（免税販売管理システム）に提供する必要があります（消法8②）。また、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの税関の確認は、輸出物品販売場から提供された購入記録情報に基づき行うため（消法8③）、税関の確認を受ける時までに購入記録情報が提供されなかった場合、免税購入対象者はその税関の確認を受けることができないこととなります（消基通8-3-1）。

（注） 購入記録情報の内容に不備又は不実の記載があり、免税購入対象者に対し税関が確認を行う時までに正しい内容の購入記録情報の提供がない場合も同様です（消基通8-3-1（注））。

そのため、ご質問のように、輸出物品販売場における電気通信回線の故障で購入記録情報が提供できない場合、電気通信回線の故障等の復旧後、速やかに事後送信である旨及びその要因等を「備考」欄に設定して、購入記録情報を提供する必要があります。

なお、電気通信回線の故障等の復旧後に購入記録情報を提供した場合であっても、その時点で免税購入対象者が出国した後であるときは、免税購入対象者は免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けていないため、税関確認情報は提供されず、輸出物品販売場を経営する事業者において税関確認情報を保存できないことから、免税の適用を受けることはできません。

（参考） 返金手続をどのように実施するかは消費税法令において何らルールを定めているものではありません。そのため、輸出物品販売場が提供した購入記録情報の提供遅延に起因してその取引が課税となった場合であっても、免税購入対象者に消費税相当額を返金すること自体は問題ありません。この場合、一般的には「免税購入対象者から販売時に受領した金額」から「免税購入対象者に返金をした金額」を減算した残額を対価の額（税込金額）として課税売上げに計上

し、消費税の申告を行うこととなります。

(返品・取消し)

問16 リファンド方式において、免税購入対象者に免税対象物品を販売して購入記録情報を提供した後、販売した商品の一部の返品を受けて販売額を返金した場合、どのような対応が必要ですか。

【答】

免税購入対象者に免税対象物品を販売し、国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供した後、販売した商品の返品を受けて販売額を返金した場合、当初の購入記録情報の取消データを遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に送信する必要があります。

ご質問のように、販売した商品の一部の返品があった場合、現行制度では、①当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法（洗替方式）と②当初の購入記録情報との差分データを送信する方法（差分方式）のいずれかの方法により提供することとされていますが、リファンド方式においては①の「洗替方式」により行うこととなりますので、当初の購入記録情報の取消データ送信後に訂正（洗替）後の購入記録情報を送信する必要があります（詳細については国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください）。

なお、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認ができたものとして税関確認情報が国税庁（免税販売管理システム）から提供された後に、商品が不良品であったとして返金を行うこととなった場合、購入記録情報及び税関確認情報のステータスは確定していますので、当初の購入記録情報を取り消す必要はありません。

(購入記録情報等の保存)

問17 国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報や国税庁（免税販売管理システム）から提供を受けた税関確認情報はどのように保存したらよいですか。【令和7年12月改訂】

【答】

輸出物品販売場制度による免税の適用を受けようとする輸出物品販売場を営む事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供したその譲渡に係る「購入記録情報」及び国税庁（免税販売管理システム）から提供を受けた「税関確認情報」^(注1)を整理して、免税対象物品の譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければなりません（消法8④、消令18⑩）。

購入記録情報及び税関確認情報は、電磁的記録^(注2)又は印刷した書面^(注3)により保存することとなります。

(注) 1 国税庁(免税販売管理システム)から提供する税関確認結果には、税関確認情報である「税関確認済」と税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」の2種類があります。免税の適用を受けるため保存が必要となるのは、このうち「税関確認済」です(「免税不可」は免税の適用を受けるために保存する必要はありません。)

2 電磁的記録により保存する場合は、電子帳簿保存法規則第4条第1項に従った措置を講ずる必要があります(消規6の4⑤)。なお、承認送受信事業者を通じて購入記録情報を提供する場合及び税関確認情報の提供を受ける場合は、承認送受信事業者から国税庁(免税販売管理システム)に提供した購入記録情報及び提供を受けた税関確認情報(消令18の4⑨)を保存することとなります。

3 印刷した書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限りません(消規6の4⑥)。

(参考) 電子帳簿保存法上の保存方法等については、令和7年2月改訂版輸販場Q&A問51のほか、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」及び「電子帳簿保存法一問一答(Q&A)」をご参照ください。

(複数の承認送受信事業者への委託)

問17-2 当社は、輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を承認送受信事業者(A社)へ委託していますが、これから新たに設ける販売場に係る購入記録情報の提供等は別の承認送受信事業者(B社)に委託しようと考えています。このように複数の承認送受信事業者に購入記録情報の提供等を委託することはできますか。【令和7年12月追加】

【答】

リファンド方式において、輸出物品販売場を営業者は、承認送受信事業者に輸出物品販売場の購入記録情報の提供等(購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領)に係る事務を、委託して行わせることができることとされます(消令18の4①)。

この購入記録情報の提供等に係る事務については、複数の輸出物品販売場を営業者が、複数の承認送受信事業者と契約を締結し、販売場ごとに異なる承認送受信事業者に委託することもできます。

また、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を、複数の承認送受信事業者に委託することもできます。

輸出物品販売場許可申請書に記載した承認送受信事業者と異なる承認送受信事業者に購入記録情報の提供等に係る事務を新たに委託する場合、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨(承認送受信事業者の氏名又は名称及び識別符号)を記載して、輸出物品販売場を営業者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります(消規7④)。

(参考) 現行制度においても、購入記録情報の提供に係る事務を、複数の輸出物品販売場を経営する事業者が複数の承認送信事業者と契約を締結し、販売場ごとに異なる承認送信事業者に委託すること、また、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供に係る事務を、複数の承認送信事業者に委託することができます。

(注) 1 輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を、承認送受信事業者に委託して行わせる場合、当該輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供等を行うために必要な情報を当該承認送受信事業者に提供しなければならないこととされます(消令18の4①)。

2 免税販売管理システムにおいて、承認送受信事業者が契約に係る輸出物品販売場の税関確認結果(税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」)を照会(リクエスト)できるのは、その輸出物品販売場ごとに代理して送信した購入記録情報に係る税関確認結果となります。そのため、他の承認送受信事業者が送信を行った(自身が送信を行っていない)購入記録情報に係る税関確認結果を取得することはできません。

3 税関による確認

(税関での持出し確認)

問18 リファンド方式において、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出すること）についての税関での確認はどのように行われますか。【令和7年12月改訂】

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品の購入日から90日以内の出国時に、出国する空海港で次のとおり手続を行います。

- ① 出国する空海港に設置してある免税手続用の端末に旅券を読み込ませます。
- ② 免税手続用の端末の画面上に税関検査の要否判定が表示され、
 - ・ 検査が不要と判定された場合（いわゆるグリーン判定）、これで税関での確認手続は終了となります。
 - ・ 検査が必要と判定された場合（いわゆるレッド判定）、税関の検査場所で免税対象物品の持出し確認を受けます。

(注) 1 免税手続用の端末に旅券を提示等する際、輸出物品販売場で手続を受けて購入した免税対象物品を全て所持している必要があります。そのため、空海港において手荷物の機内預けをした後に免税手続用の端末での手続を行うことはできません。

2 搭乗手続までに上記の税関での確認手続（検査が必要となった場合は必要な検査を含みます。）を完了する必要があります。そのため、時間的余裕を持って手続を行っていただく必要があります。搭乗手続に間に合わない等、免税購入対象者の都合により検査を途中で取り止めた場合は、税関の確認を受けたことになりません。

3 国内線から国際線に乗り継いで出国する場合、出国空港で手続を行う必要があります。

4 輸出物品販売場で手続を受けて購入した免税対象物品の全部又は一部を出国前に飲食等して所持していない場合には、免税手続用の端末等による免税手続をすることなく、その旨を税関職員（窓口）に申し出る必要があります。

5 合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊の施設や区域内から出国する場合の税関での確認手続については、税関に対し当該構成員等自身がメールで出国日や旅券等の情報を送付して行う方法が、関係省庁において検討されています。詳細は確定次第、改めて国税庁ホームページ等でお知らせします。

(参考) 空海港における混雑防止を確保する観点や旅行者の利便性向上の観点から、特に旅行者の多い空港（成田国際空港、羽田空港（東京国際空港）、関西国際空港、中部国際空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港）では、空港に設置してある免税手続用の端末のほか、国際線出発ロビーの手続専用無線 LAN に接続可能なエリア内（保安検査場前まで）において、免税購入対象者のスマート

フォン等によりオンラインで（Visit Japan Web を通じて）税関での確認手続を行える仕組みが関係省庁において検討されています。この仕組みでは、免税購入対象者のスマートフォン等を通じて、輸出物品販売場での購入履歴（購入記録情報）や税関での確認の結果グリーン判定となり返金手続の対象となる購入記録情報の明細を免税購入対象者において確認できることとする予定です（購入記録情報に任意項目として追加された「販売場名称（英語表記）」を、輸出物品販売場を経営する事業者側で設定した場合、この明細に表示されます。）。これらについては、詳細が確定次第、改めて国税庁ホームページ等でお知らせします。

（旅券の紛失・再発行があった場合）

問18-2 私は、輸出物品販売場で旅券を提示して免税購入手続を行った後、その旅券を紛失したため、在日領事館で旅券の再発行を受け、新しい旅券でも免税購入手続を行いました。このような場合、出国時（税関での確認を受ける際）に注意すべき点がありますか。【令和7年12月追加】

【答】

ご質問のように、旅券の紛失により旅券の再発行を受け、旅券番号の異なる旅券でそれぞれ免税購入手続を行ったような場合、出国時に、免税手続用の端末に新しい旅券を提示し手続を行うとともに、税関職員（窓口）に旧旅券でも免税購入手続を行った旨を申し出ていただく必要があります。

（税関での確認の期限）

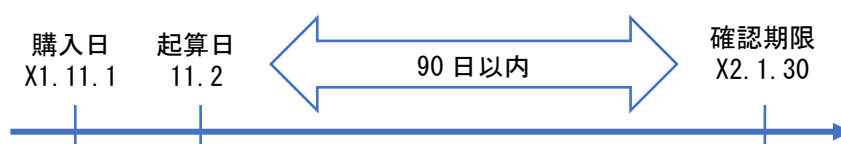
問19 リファンド方式において、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出すること）についての税関での確認は、いつまでに受ける必要がありますか。

【答】

リファンド方式においては、輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出すること）につき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を経営する事業者において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができることとされます（消法8①）。

この「購入日から90日以内」とは、購入日の翌日から計算して、90日目までの期間をいいます。

【税関での確認期限の例】



（注）1 税関の確認を受ける免税購入対象者には、免税販売手続後に免税購入対象者

に該当しないこととなった者を含みます（消令18⑤）。

2 免税購入対象者が購入日の翌日から90日以内に税関の確認を受けなかった場合には、国税庁（免税販売管理システム）を通じて、購入記録情報（一の販売（領収）単位）ごとに持出しが確認されなかった旨の情報が提供されます（問20、37参照）。

（参考） 免税購入対象者が税関の確認を受けた後に、免税対象物品を輸出しないこととなったときは、確認を受けた免税購入対象者から、免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとされます（消法8⑥）。また、正当な理由なく、その免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合には、罰則の適用対象とされます（消法65一）。

（税関による確認の単位）

問20 免税購入対象者が免税対象物品を国外に持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受ける際、購入記録情報に含まれる商品のうち、一部の商品しか所持していなかった場合にはどのような取扱いとなるのか教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

税関による免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認は、購入記録情報を単位^{（注）}として行われます（消法8③）。したがって、税関での確認を受ける際に、同一の購入記録情報に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、当該購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、免税購入対象者はその確認を受けることはできず（消基通8-1-6）、輸出物品販売場を経営する事業者も税関確認情報を取得することはできないため、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について免税の適用は受けられません。

（注） 購入記録情報の単位とは、一の販売（領収）単位（基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位）をいいます。

（参考） 例えば次のような取引（A、B、Cの3つの商品を販売）について購入記録情報が作成され、税関での確認の結果、Cのみ不所持（A及びBは所持）だった場合、この取引の全て（A、B、Cの3つの商品）について、確認を受けることができないことになります。

領収書（レシート）			
〇〇SHOP △△店			
2026年12月5日 AM10:40			
品名A	×1	3,000	← 所持○
品名B	×1	75,000	← 所持○
品名C	×1	13,000	← 不所持×
(合計)	∴	91,000	

領収書（レシート）			
〇〇SHOP △△店			
2026年12月5日 AM10:40			
品名A	×1	3,000	← 所持○
品名B	×1	75,000	← 所持○
品名C	×1	13,000	← 所持○
(合計)	∴	91,000	

(免税購入対象者が免税対象物品を購入後、出国までの間に飲食等した場合)

問 21 リファンド方式において、免税販売手続を行い販売した食品について、購入した免税購入対象者から、出国前に当該食品を飲食したとの申し出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。

【答】

リファンド方式においては、輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から 90 日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を経営する事業者において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができることとされます（消法 8 ①）。

ご質問のように、免税販売手続を行った食品を免税購入対象者が出国前に飲食した場合、免税購入対象者は出国時に、その食品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けることができないため、輸出物品販売場を経営する事業者において税関確認情報を取得することはできず、免税の適用を受けることはできないこととなります。

そのため、輸出物品販売場を経営する事業者においては、免税購入対象者に対し、輸出物品販売場において税関確認情報の提供を受けることができないため、免税の適用とならない旨を説明した上で、販売時に国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報については、これを取り消す対応（取消データの送信）を行います（購入記録情報の取消しについては問 16 参照）。

(免税対象物品の国内での消費や使用)

問21-2 免税購入対象者から、「出国までの間に輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、どうなりますか。」との問合せがありました。輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。【令和 7 年12月追加】

【答】

免税購入対象者は、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に、所持する旅券等を提示し税関の確認を受けるものとされます（消法 8 ①、消令18⑤）。

輸出物品販売場で購入した免税対象物品を国内で消費又は使用した場合、免税対象物品の種類に応じ、次のとおり取り扱われます。そのため、輸出物品販売場を経営する事業者においては、免税購入対象者に対し、次のとおり取り扱われる旨を説明します（税関による確認の単位については問20参照）。

免税対象物品	取扱い
飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品	飲食料品や化粧品のような消耗品の全部又は一部を国内で消費した場合、購入時の免税対象物品（消耗品）がそのまま国外に持ち出されることにならないため、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けることができません。

	消耗品の全部又は一部を消費した場合は、免税手続用の端末等による免税手続をすることなく、その旨を税関職員（窓口）に申し出て下さい。
上記消耗品以外のもの	消耗品以外のものについては、出国するまでの間、国内で使用していたとしても、その免税対象物品（消耗品以外のもの）が最終的に国外に持ち出される物品であれば、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けることができます。

（注） 免税対象物品の一部となっている箱や袋等の梱包材と中身を分離した場合や、免税対象物品を特定するに足りる事項（型番号など）が表示されている梱包材を廃棄した場合、その物品が輸出物品販売場で購入された免税対象物品であるか税関において特定できず、免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについての税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、出国するまでの間、輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、箱や袋等の梱包材と中身を分離することや梱包材を廃棄することはせず、購入時の状態のままにしておくことで、円滑に税関の確認を受けることができます。

（免税購入対象者が消費税相当額を即時徴収された場合の免税の適用）

問21-3 当社が免税販売手続を行った商品について、免税購入対象者から「出国前に税関で消費税相当額の徴収をされた。」との申し出がありました。この場合、輸出物品販売場を経営する事業者としてどのように対応すればよいですか。【令和7年12月追加】

【答】

リファンド方式においては、輸出物品販売場で免税購入対象者に対して、免税対象物品を販売した場合であって、その免税購入対象者が当該物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けたときは、輸出物品販売場を経営する事業者において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受けることができるとされます（消法8①）。

また、免税購入対象者が税関での確認を受けた後に、免税対象物品を輸出されないこととなったときは、確認を受けた免税購入対象者から、免除された消費税額に相当する消費税を徴収（即時徴収）することとされます（消法8⑥）。

ご質問のように、免税購入対象者が出国前に税関で消費税相当額の徴収（即時徴収）をされた場合であっても、輸出物品販売場において、その確認をした旨の情報（税関確認情報）の提供を受け、その保存をすることで、免税の適用を受けることができます。

なお、輸出物品販売場を経営する事業者はその取得した税関確認情報等に基づき、免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金することとなります。

4 直送制度、別送の取扱い

(免税対象物品を国外へ直送する場合の手続の見直し)

問22 リファンド方式においても免税購入対象者が輸出物品販売場から免税対象物品を国外へ直送する場合の手続は引き続き認められますか。

【答】

免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売手続の方式（いわゆる直送制度）については、現行制度の方式に代えて、消費税法第7条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができることとなります。

そのため、リファンド方式移行後に免税対象物品を国外へ直送する場合、輸出免税が適用されることを前提とした価格（税抜価格）で販売することは可能です。また、消費税法第7条の規定による免税であるため、輸出物品販売場における一連の免税販売手続や購入記録情報の提供は不要となります。

(注) 1 販売場（リファンド方式移行後は輸出物品販売場に限りません。）において顧客（免税購入対象者に限りません。）が運送契約を締結し、その場で商品を運送事業者へ引き渡す方法によることで、免税が適用されます。この場合、現行制度と同様に、一定の事項が記載された運送契約書等の保存が必要となります（消規5①三、消基通7-2-23(2)）。

2 この方法による場合、通常、通関業者による輸出申告が行われるため、顧客は、出国時にその物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認を受ける必要はありません。

(顧客の依頼に基づき事業者自らが国外へ商品を輸出する場合)

問22-2 いわゆる直送制度については、販売場で顧客が国際第二種貨物利用運送事業者とその商品の輸出に係る運送契約を締結し、その場で当該運送事業者へ引き渡し、当該運送契約に係る契約書等を保存することにより、消費税法第7条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができるのですが、この直送制度によらず、顧客の依頼に基づき、事業者自らが国外へ商品を輸出する場合も、免税の適用を受けることができますか。【令和7年12月追加】

【答】

販売場で顧客が国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含みます。）とその商品の輸出に係る運送契約を締結し、その場で当該運送事業者へ引き渡す場合のほか、顧客への商品販売について、事業者自らが顧客の指定する場所（国外）へ輸出する場合についても、消費税法第7条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができます。この場合、以下のケースに応じてそれぞれの書類等の保存が必要となります（消法7②、消規5①一二、消基通7-2-23(1)イ～ハ）。

① 輸出許可を受ける貨物の場合：輸出許可書（税関長が証明した書類）

- ② 価額 20 万円超の資産を郵便物として輸出する場合：輸出許可書（税関長が証明した書類）
- ③ 価額 20 万円以下の資産を郵便物として輸出する場合：
 - ・ 小包郵便物又はEMS郵便物の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類及び発送伝票等の控え
 - ・ 通常郵便物の場合、日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

（別送の取扱いの廃止）

問23 輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者がEMS郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。

【答】

輸出物品販売場で免税対象物品を購入した免税購入対象者は、原則として、当該物品を所持して持ち出す（輸出する）必要がありますが、令和7年3月31日までに購入した免税対象物品については、いわゆる別送の取扱い^{（注1）}が認められていました。

この取扱いは、リファンド方式への移行を待たずに同日をもって廃止されましたので、令和7年4月1日以降^{（注2）}に購入した免税対象物品については、ご質問のように輸出物品販売場で購入した免税対象物品を免税購入対象者が出国する前に例えばEMS郵便物として国外に発送（いわゆる別送）し、出国時にその免税対象物品を所持していない場合、その物品を輸出したことを証する書類を提示したとしても免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けることはできません。

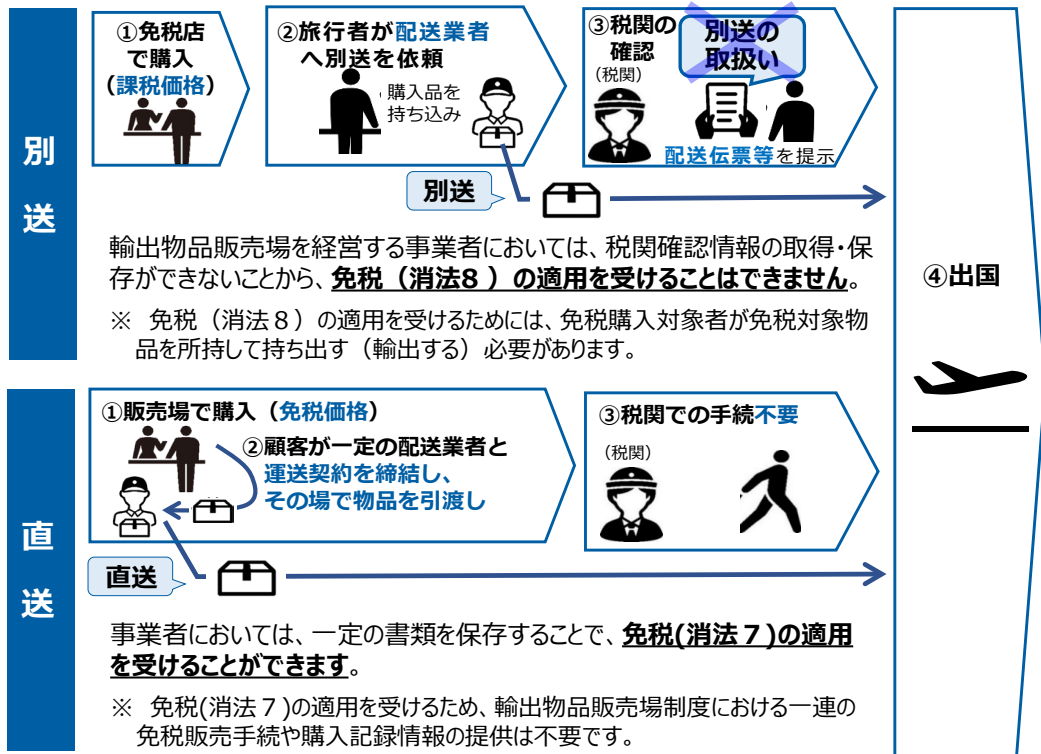
これに関し、リファンド方式への移行の前後における取扱いは次のとおりとなります。

- ① 令和8年10月31日までに購入し、その後に別送した免税対象物品について、免税購入対象者はその免税対象物品に係る消費税額に相当する消費税について税関で即時徴収を受けることとなります（旧消法8③）。
- ② 令和8年11月1日以降（リファンド方式移行後）に購入し別送した免税対象物品については、輸出物品販売場において税関確認情報の提供を受けることができないため、免税購入対象者は消費税相当額の返金を受けられないこととなります（消基通8-1-4）。

（注）1 免税購入対象者が購入した免税対象物品を出国前に郵便物等として輸出し、出国時に免税対象物品を所持していない場合で、税関に輸出を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示し、その書類により免税対象物品を輸出したことが明らかなきは、輸出の確認を受けることができる取扱い（改正前の消基通8-1-5の2）。

2 令和7年3月31日までに購入した商品については、要件に従って別送している場合、原則として別送の取扱いの適用を受けることができます。

(参考: 令和8年11月1日以降) リファンド方式における別送と直送の適用関係の違い
(イメージ)



5 免税販売手続の委託制度の概要

(承認免税手続事業者への委託要件の見直し)

問24 承認免税手続事業者に免税販売手続を委託できる要件について見直しが行われたとのことですが、その概要を教えてください。

【答】

リファンド方式への移行に伴い、現行制度での一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の区分が廃止され、「一般型輸出物品販売場」に統合されます。この「一般型輸出物品販売場」を経営する事業者は、免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。）に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせることができることとされます（消令18の3①）。

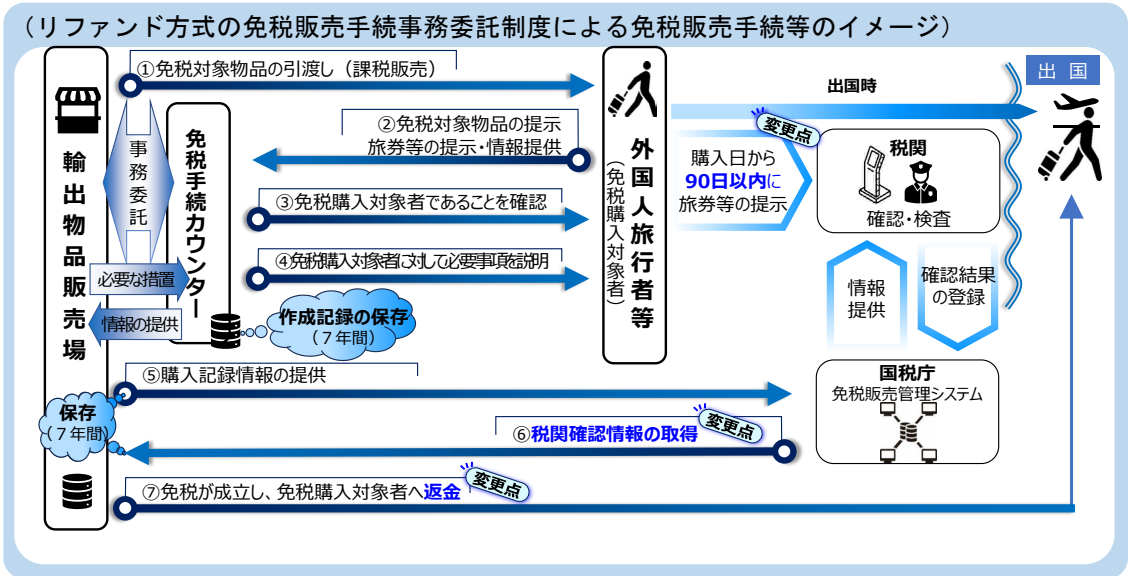
この場合、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、次の措置を講ずる必要があります（消令18の3①）。

- ① 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品が一般型輸出物品販売場において譲渡した免税対象物品と同一であることを確認できるようにするための措置。
- ② 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないものであることを確認できるようにするための措置。
- ③ その他当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために必要な情報を提供するための措置。

また、承認免税手続事業者が免税手続カウンター^(注)で行う免税販売手続は、一般型輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡した日と同一の日において行う必要があります（消令18②）。そのため、免税手続カウンターの所在地が一般型輸出物品販売場の所在地から著しく遠隔の地であるなどの理由により、免税対象物品を譲渡した日と同一の日に免税販売手続が行われない場合には、その取引について、輸出物品販売場を経営する事業者は免税の適用を受けることはできません（消基通8-1-11）。

(注) 承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備をいいます。なお、免税手続カウンターの設置場所については、現行制度では「特定商業施設」内であることが必要でしたが、リファンド方式においては「特定商業施設」内である必要はないこととされます（特定商業施設の概要については、令和7年2月改訂版輸販場Q & A問68参照）。

このほか、承認免税手続事業者は、委託を受けて免税販売手続に係る事務を行った場合には、免税販売手続に係る一般型輸出物品販売場を経営する事業者に対し、当該事業者が購入記録情報の提供を行うために必要な情報を提供しなければならないこととされます（消令18の3⑨）。



(参考) 現行制度での手続委託型輸出物品販売場の場合（令和7年2月改訂版輸
 販場Q & A問111参照）と同様に、承認免税手続事業者や当該事業者以外
 の承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行うことが可能です（消基
 通8-3-2）。

(免税販売手続の併用)

問25 リファンド方式においては、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税
 手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができるとのこ
 ですが、例えば閑散期は自ら免税販売手続を行い、繁忙期は承認免税手続事業者に
 免税販売手続を委託して行わせることは可能でしょうか。【令和7年12月改訂】

【答】

リファンド方式において、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続
 事業者に免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。）に
 係る事務を委託して行わせることができるとされます（消令18の3①）。

このように承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせる場合であっても、
 一般型輸出物品販売場において免税販売手続を行うことはできますので、ご質問のよ
 うに、一般型輸出物品販売場を経営する事業者自らその販売場で免税販売手続を行う
 ほか、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者に委託して行わせる（併用す
 る）こともできます（消基通8-1-12）。

なお、税務署長に「免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる」旨（承
 認免税手続事業者の氏名又は名称及びその納税地）の記載をした輸出物品販売場許可
 申請書の提出を行っていない場合には、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨を記
 載して、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署長に提出する必
 要があります（消規7④）。

(注) 承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせ、免税販売手
 続を併用する場合、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、免税手続カウ

ターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、一般型輸出物品販売場でまだ免税販売手続が行われていないことを確認できるための措置を講じて、同一の免税対象物品につき当該免税販売手続が重複して行われないようにする必要があります（消令18の3①二、消基通8-1-12但書）。

（複数の承認免税手続事業者への委託）

問25-2 リファンド方式において、一の一般型輸出物品販売場が複数の承認免税手続事業者と契約し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することはできますか。【令和7年12月追加】

【答】

リファンド方式において、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続（購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を除きます。）に係る事務を委託して行わせることができることとされます（消令18の3①）。

この免税販売手続に係る事務については、一般型輸出物品販売場を経営する事業者が複数の承認免税手続事業者と契約を締結し、複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託することもできます。

輸出物品販売場許可申請書に記載した承認免税手続事業者と異なる承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を新たに委託する場合、「輸出物品販売場等変更届出書」にその旨（承認免税手続事業者の氏名又は名称及びその納税地）を記載して、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（消規7④）。

なお、一般型輸出物品販売場を経営する事業者は免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合、「免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置」を講ずる必要があります（消令18の3①二）。そのため、ご質問のように複数の免税手続カウンターに免税販売手続を委託する場合、免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、当該一般型輸出物品販売場や他の免税手続カウンターでまだ免税販売手続が行われていないことを確認できるための措置を講じて、同一の免税対象物品につき当該免税販売手続が重複して行われないようにする必要があります。

6 振替処理関係

(課税売上げから免税売上げへの振替方法)

問26 リファンド方式において、課税売上げとして処理した免税対象物品の販売について、税関確認情報を保存した場合、免税売上げに振り替える処理が必要とのことですが、税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う必要があるのですか。

【答】

リファンド方式において、商品販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすこととなりますので、その後に免税売上げに振り替える必要があります。この振替処理については、

- ① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法（下記処理例1）のほか、
- ② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法（下記処理例2）によっても差し支えありません。

【処理例1：税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う場合の仕訳例】

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・ 上記販売に対応した振替処理

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【処理例2：一定期間（例えば月次）に取得した税関確認情報に基づきまとめて振替処理を行う場合の仕訳例】

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

(参考) 処理例2において、一括振替前に（例えば月の途中で税関確認情報を取得したため）返金が生じる場合

・ 振替前の返金時

仮払金	200,000	現預金	200,000
-----	---------	-----	---------

(注) 仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ありません。

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

(免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理)

問27 リファンド方式において、免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合、どのように処理すればよいですか。【令和7年12月改訂】

【答】

リファンド方式において、輸出物品販売場制度による免税の規定の適用を受けるためには、購入記録情報及び税関確認情報を保存する必要があります(消法8④)。

免税対象物品を販売した課税期間の末日までに税関確認情報を取得^(注1)した場合、その課税期間で振替処理を行うこととなりますが、ご質問のように、例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期(X2期)となった場合、その販売を行ったX1期において課税売上げとして処理するとともに、税関確認情報を保存したX2期における免税売上げとする処理を継続的に行っているときは、その処理が認められます。

この場合において、販売を行ったX1期において課税売上げとして処理したものである場合は、税関確認情報を保存したX2期において、次のいずれかの方法により処理します(消基通8-3-4)。

- ① 税関確認情報の保存時(X2期)に売上げに係る対価の返還等(消法38①)^(注2)があったものとして処理する方法
- ② 税関確認情報の保存時(X2期)の課税売上げの合計額から販売時(X1期)に課税売上げとした金額を控除する方法

(注) 1 税関確認情報の取得時点については、国税庁(免税販売管理システム)からの取得時点により判断しますが、承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者提供された時点により判断しても差し支えありません。

2 対価の返還等があったものとして処理した場合であっても、適格返還請求書(返還インボイス)の交付は必要ありません。

(参考1) 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なることとなった場合の振替処理(仕訳)例

・ X1期 販売時			
現預金	11,000	売上(課)	10,000
		仮受消費税	1,000
・ X1期 申告・納税時			
仮受消費税	1,000	現預金	1,000
・ X2期 税関確認情報保存時			
売上(課) [*]	10,000	売上(免)	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000
・ X2期 返金時			
未払金	1,000	現預金	1,000

※ この振替処理（X2期に「売上（課）」10,000円を借方に記載）のように、X2期の課税売上げの合計額からX1期に課税売上げとした金額を減算する処理を行う場合には、上記②の方法で処理したものとされます。

（参考2） 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なることとなった場合の振替処理（消費税申告）例（イメージ）

【事例】 単位：万円（いずれも税抜金額）、適用税率：10%（国税分：7.8%）

	X1課税期間	X2課税期間
居住者への物品の販売（課税）	500	900
免税の対象となる免税対象物品の販売	300 ^{※1}	0

※1 この取引に係る税関確認情報はX2課税期間で取得・保存している。

【各課税期間における課税売上げ及び免税売上げの金額】

	X1課税期間	X2課税期間	
		答①による処理	答②による処理
課税売上げ	800 ^{※2}	900	600 ^{※4}
免税売上げ	0 ^{※3}	300 ^{※5}	300 ^{※5}
売上げに係る対価の返還等	—	▲300	—

※2 800 = 居住者への物品の販売（課税）500 + 免税対象物品の販売（税関確認情報未取得分）300

※3 免税対象物品の販売については税関確認情報を取得していないため、課税売上げとして計上。

※4 600 = 居住者への物品の販売（課税）900 - X1課税期間に課税売上げとした免税対象物品の販売300

※5 X1課税期間に課税売上げとした免税対象物品の販売300は、税関確認情報を取得・保存したX2課税期間に免税売上げ取引として計上。

【各課税期間における消費税申告】

	X1課税期間	X2課税期間	
		答①による処理	答②による処理
課税標準額	800	900	600
消費税額 ^{※6}	62.4	70.2	46.8
返還等対価に係る税額	—	▲23.4 ^{※7}	—
差引税額	62.4	46.8	46.8
課税売上割合	800/800	900/900 ^{※8}	900/900 ^{※9}

※6 消費税額は国税分7.8%

※7 300（課税売上対価返還）の国税分（7.8%）に対応する金額

※8 分母・分子それぞれ900 = 900（課税売上げ） + 300（免税売上げ） - 300（課税売上対価返還）

※9 分母・分子それぞれ 900 = 600 (課税売上げ) + 300 (免税売上げ)

(販売時の適格請求書の交付)

問28 リファンド方式においては、免税購入対象者に対して免税対象物品を税込価格(課税)で販売するとのことですが、この販売について、適格請求書(インボイス)を交付する必要はありますか。

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)からの求めに応じて適格請求書(インボイス)を交付する義務が課されています(消法57の4①)。

輸出物品販売場における免税対象物品の販売は、免税購入対象者である外国人旅行者等への販売であり、一般的には、インボイスの交付義務は生じないものと考えられます。

なお、免税対象物品の販売について、他の取引と同様、インボイスや適格簡易請求書(簡易インボイス)を交付しても差し支えありません。また、これらを交付している場合に、後日、税関確認情報の提供を受けたことに伴い、その取引が免税となったとしても、こうした免税販売の性質を踏まえ、既に交付したインボイスや簡易インボイスについて、何らかの処理が求められるものではありませんが、免税購入対象者の利便性の観点から、スタンプ等により「税関確認後は免税となる」旨の表示をすることもできます。

(注) 輸出物品販売場を営む事業者において、何らかの理由で税関確認情報の取得ができず、免税の適用とならなかった(課税売上げとなる)取引について、当該事業者がインボイス又は簡易インボイスの写しを保存している場合には、売上税額の積上げ計算を行うことができます(消法45⑤、消令62①)。なお、免税対象物品の販売に際し、免税購入対象者がインボイス又は簡易インボイスを受け取らなかったなどにより、物理的にこれらを交付していない場合であっても、適用することができます。

7 返金手続関係

(返金手続の主体)

問29 リファンド方式においては、税関確認情報を取得した後に、免税購入対象者に消費税相当額を返金するとのことですが、この返金手続について教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

免税購入対象者への返金手続については、輸出物品販売場を経営する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託するといった方法が考えられます。

(参考) 1 返金に対応予定の承認送受信事業者については、全国免税店協会ホームページ(「リファンド方式」特設サイト)にその一覧が掲載されています。



なお、全国免税店協会ホームページにも注記されている通り、この一覧は、全国免税店協会が各事業者からの申告に基づき取りまとめたものですので、国としてこの一覧に掲載されている承認送受信事業者について、返金に関する各種認可や保証等を表すものではありません。

2 返金手続をどのように実施するかは消費税法令において何らルールを定めているものではありません。具体的な返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、また税関の確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられます。

3 リファンド方式では、税関確認情報を取得した後に免税購入対象者に返金を行うこととなりますが、この返金については、税関確認情報を取得する前に行うこともできます。ただし、この事前返金を行ったものの、免税購入対象者が出国時に税関での確認を受けなかったときは、輸出物品販売場を経営する事業者は免税の適用を受けることはできません。そのため、返金後の販売金額により課税で販売したこととなり、事前返金を行う場合には、このようリスクがあることも踏まえ、事業者の責任において行う必要があります。

(返金手続に当たり必要な資格等)

問29-2 当社は輸出物品販売場を経営する事業者から委託を受け、免税購入対象者へ返金手続を行うことを検討しています。この返金手続に当たり、必要となる資格等がありますか。【令和7年12月追加】

【答】

免税購入対象者への返金手続について消費税法令において何らルールを定めているものではありません。また、その返金手続の委託を受ける者は必ずしも消費税法令上の承認免税手続事業者や承認送受信事業者である必要もありません。

一方で、輸出物品販売場を経営する事業者から返金手続の委託を受けた事業者は、消

費税法以外の法令に関して、例えば次のような対応が必要となります。これらの詳細については、各法律を所管する省庁にお問合せください。

内容		問合せ先
①事前準備	資金決済に関する法律に基づく資金移動業の登録	金融庁総合政策局 資金決済モニタリング室 (03-3506-6000)
②返金時	犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく特定事業者※として、特定取引（例えば 10 万円以上の現金での為替取引を行うなど）を行う場合の本人確認の実施など ※ 銀行又は資金決済に関する法律第 2 条第 3 項に規定する資金移動業者等	各業法を所管する省庁又は 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課犯罪収益 対策室 (03-3581-0141)
	外国為替及び外国貿易法に基づく許可の対象（例：国連安保理決議等に基づく経済制裁措置の対象者や北朝鮮居住者等への返金など）でないかどうかの事前確認	財務省国際局 調査課外国為替室 (03-3581-4111)

(注) 輸出物品販売場を営む事業者が自ら返金手続を行う場合、上記①の登録が必要となる場合があるほか、上記②の対応が必要となります。

(税関の確認後に返金が行えなかった場合の処理)

問30 免税購入対象者に対する返金処理を行おうとしたところ、返金先口座番号の記載誤りがあり、返金が行えませんでした。この場合、返金できなかった消費税相当額はどのように処理すれば良いか教えてください。

【答】

免税購入対象者に返金できなかった場合であっても、税関確認情報を保存していれば、免税の適用を受けることができます。

この場合において、免税購入対象者へ返金処理を行おうとしたものの、免税購入対象者側の都合（例えば、返金先口座番号の記載誤りや返金方法の登録誤り等）でやむを得ず返金できないときに、当事者間の契約により返金不要となった消費税相当額については、雑益（不課税）で処理することになります。

8 免税販売管理システム

(API仕様の変更)

問31 リファンド方式への移行に向け、システム関係の改修が必要となると思いますが、現行制度でのAPI仕様書から変更になる点を中心に概要を教えてください。

【答】

リファンド方式への移行に当たっては、次の2つのインターフェースに対応する必要があります。

1. 税関確認結果照会インターフェース

税関長は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことの確認をした場合には、購入記録情報ごとに、遅滞なく、その旨の情報（税関確認情報）を国税庁（免税販売管理システム）に提供するものとされ、税関確認情報の提供を受けた国税庁は、免税販売管理システムを通じて、遅滞なく、その税関確認情報を、輸出物品販売場を営業者の事業者提供するものとされます（消法8③、消令18⑨）。

この提供方法については、クライアント証明書をインストールした機器から行われるリクエストに対し、国税庁（免税販売管理システム）を通じて行うことになるため、税関確認結果（税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」を含みます。）の照会に必要な税関確認結果照会インターフェースを追加します（税関確認結果の取得方法等については、問33～37参照）。

2. 購入記録情報インターフェース

購入記録情報は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に提供しなければなりません（消法8②、消令18⑦）。

具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁（免税販売管理システム）に接続し、クライアント証明書をインストールした機器から購入記録情報をデータで提供することとなります。

購入記録情報の提供手続の概要については令和7年2月改訂版輸販場Q&A問37を、クライアント証明書については同問45、46を、免税販売管理システムの概要については同問132をそれぞれご確認ください。

この購入記録情報について、リファンド方式に対応したver3のインターフェースに移行することに伴い、次の点について変更されます。

- ・ 旅券番号の提供の必須化（許可書番号の提供の廃止）（問3参照）
- ・ 免税購入対象者が日本国籍を有する者である場合の購入記録情報の提供項目の変更（問3参照）
- ・ 米軍構成員の在留資格コードを「99（その他）」から「96（米軍構成員）」として項目を独立（問3参照）
- ・ 消耗品、一般物品に係る区分の廃止（問4参照）
- ・ 単価 100 万円（税抜価額）以上の免税対象物品に係る商品情報詳細等の提供の義務化（問13参照）
- ・ 返品等が生じた場合の購入記録情報の取消/訂正方法を「洗替方式」に統一（問16参照）
- ・ 購入記録情報の提供対象から直送制度（問22参照）の対象となる物品や出国予定に係る情報を削除

これらの詳細については国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください。

（購入記録情報に設定する販売価額）

問32 リファンド方式においては、免税購入対象者に対し免税対象物品を税込価格（課税）で販売するとのことですが、購入記録情報の「販売価額」欄は税込価額、税抜価額のいずれを設定すればよいですか。

【答】

購入記録情報の「販売価額」欄は、引き続き税抜価額で設定します（消規6の4①四）。
 なお、「輸出酒類販売場（輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場のうち、輸出酒類販売場の許可を受けた販売場）」で販売する酒類については、酒税額を含めた金額（消費税相当額は含まない税抜価額）で設定します。

（注） 免税対象金額（購入下限額である免税対象物品の合計金額が5千円以上）の判定は、リファンド方式においても引き続き、税抜価額で行います（消法8①）。

（税関確認結果の取得方法）

問33 国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得する方法を教えてください。【令和7年12月改訂】

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者又は承認送受信事業者が、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果（税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」）を取得する仕組みは、事業者側からのリクエストに基づきデータ提供する方式（Pull型API連携）となります。

この方式は次の2種類があります。

方式	説明
日時指定	「送信者識別符号（又は販売場識別符号）」及び「税関確認情報登録日時（自至）」でリクエストを行い、「税関確認情報登録日時（自至）」の範囲内（最大31日以内）でリクエスト条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は最大1,000件です。）。
取引指定	「送信者識別符号」、「販売場識別符号」及び「送信番号」でリクエストを行い、条件と一致する税関確認結果を免税販売管理システムから返却する方式（1回のリクエストで照会できる件数は1件です。）。

なお、日時指定の方式でリクエスト条件と一致する税関確認結果の件数が1,000件を超えていた場合は、エラーとなり、税関確認結果は返却されません。このような場合には「税関確認情報登録日時（自）」、「税関確認情報登録日時（至）」の期間を短くするなどリクエスト条件を見直して、再度1,000件以内となるようにリクエストしてください。

(注) 1 「輸出物品販売場廃止届出書」を提出した場合であっても、その廃止日以降、国税庁（免税販売管理システム）から税関確認結果を取得することができる期間（税関確認結果が登録されてから460日間）は、引き続きその取得をすることができます。

2 税関確認結果照会のリクエスト内容は、受付時にチェックを行っており、チェック条件を満たさない場合にはエラーコードが返却されます。チェック条件等の詳細については国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください。

(税関確認結果の「日時指定」に設定する識別符号)

問34 税関確認結果を日時指定の方式でリクエストする場合、送信者識別符号又は販売場識別符号を設定するとのことですが、どちらを設定するかで違いはありますか。

【答】

「日時指定」に設定する識別符号については「送信者識別符号」又は「販売場識別符号」を必ず設定することとされますが、これらのいずれか一方の設定により、条件に一致する税関確認結果が返却されます。

なお、両方を設定した場合、&（アンド）条件で一致する税関確認結果が返却されません。

(購入記録情報の提供方法別のリクエスト条件に設定する識別符号の例)

購入記録情報の提供方法	税関確認結果のリクエスト条件		応答結果
	送信者識別符号	販売場識別符号	
輸出物品販売場を 経営する事業者が 自ら送信 (識別符号X)	購入記録情報の 送信時に設定し た送信者識別符 号(X)	設定なし	「送信者識別符号 (X)」&「販売場識 別符号(all)」で検 索した結果

購入記録情報の提供方法	税関確認結果のリクエスト条件		応答結果
	送信者識別符号	販売場識別符号	
	設定なし	購入記録情報の送信時に設定した販売場識別符号(X)	「送信者識別符号(all)」&「販売場識別符号(X)」で検索した結果
	購入記録情報の送信時に設定した送信者識別符号(X)	購入記録情報の送信時に設定した販売場識別符号(A) ※ 事業者(識別符号X)が複数の輸出物品販売場を営んでいる場合の販売場(識別符号A)	「送信者識別符号(X)」&「販売場識別符号(A)」で検索した結果
承認送受信事業者が送信(識別符号Y)	購入記録情報の送信時に設定した送信者識別符号(Y)	設定なし	「送信者識別符号(Y)」&「販売場識別符号(all)」で検索した結果
	設定なし	購入記録情報の送信時に設定した販売場識別符号(B) ※ 承認送受信事業者Yが送信した販売場B	エラー(照会権限がないため) ^(注)
	購入記録情報の送信時に設定した送信者識別符号(Y)	購入記録情報の送信時に設定した販売場識別符号(B)	「送信者識別符号(Y)」&「販売場識別符号(B)」で検索した結果

(注) 承認送受信事業者が送信者識別符号を設定しない場合、エラーとなります。リクエストできる税関確認結果照会の権限については、クライアント証明書の資格情報により制限されます(問35参照)。

(税関確認結果の照会時の制限)

問35 税関確認結果を照会する際の制限(権限)について教えてください。

【答】

税関確認結果を照会(リクエスト)できるのは、

- ・ 輸出物品販売場を営む事業者の場合はその営む輸出物品販売場の購入記録情報
- ・ 承認送受信事業者の場合は契約に係る輸出物品販売場ごとに代理して送信した購入記録情報

に係る税関確認結果となります。(問34の設定例参照) また、リクエスト条件が権限の範囲内であるか否かのチェックについては、クライアント証明書の資格情報の識別符号も使用しています。

そのため、リクエスト条件に、クライアント証明書の資格情報の識別符号が含まれない場合(リクエスト条件に事業者自身の識別符号を設定しない場合)、権限外としてエ

ラーとなりますので、ご注意ください。

クライアント証明書については、令和7年2月改訂版輸販場Q & A問45、46をご確認ください。

(税関確認結果と購入記録情報の照合)

問36 税関確認結果を日時指定の方式により取得しましたが、税関確認結果に対応する購入記録情報を確認する方法として、どのような方法がありますか。

【答】

国税庁から提供する税関確認結果（税関確認情報である「税関確認済」又は税関確認情報が提供されないことが確定した情報である「免税不可」）に含まれる項目は、次のとおり設定したリクエスト条件のほか、税関確認結果に係る情報のみとなりますので、ご注意ください（購入記録情報に係る全ての項目が含まれているわけではありません。）。

- ① 照会時に設定したリクエスト条件：「送信者識別符号」、「販売場識別符号」、「税関確認情報登録日時（自）」、「税関確認情報登録日時（至）」
- ② 検索の処理結果：正常終了、エラーを区分した「処理結果」、リクエスト条件と一致した件数を示す「税関確認結果情報件数」など
- ③ 税関確認結果：リクエスト条件と一致した税関確認情報の「送信者識別符号」、「販売場識別符号」、「送信番号」、「税関確認情報登録日時」、「税関確認情報区分」など

そのため、国税庁から提供する税関確認結果に含まれる「送信者識別符号」、「販売場識別符号」及び「送信番号」に基づき、輸出物品販売場において保存している購入記録情報と完全一致する税関確認結果とを照合することで、その税関確認結果に対応する基の購入記録情報を確認することができます。

税関確認結果の見方については、問37をご確認ください。

(税関確認結果が0件となる場合)

問36-2 税関確認結果照会を行いました、その結果が0件で返却されました。結果が0件となるケースはどのような場合か教えてください。また、エラーが返却される場合との違いを教えてください。【令和7年12月追加】

【答】

国税庁（免税販売管理システム）から返却する税関確認結果が0件となる場合について、次のようなケースが考えられます。

- ・ そのリクエストの時点で免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出することにつき、税関の確認をまだ受けていない
- ・ 送信した購入記録情報（旅券番号）に誤りがある

また、税関確認結果照会のリクエスト内容は、受付時にチェックを行っており、チェック条件を満たさない場合にはエラーコードが返却されます。このエラーは、例えば次

のようなケースで返却されます。

- ・ 「税関確認情報登録日時（至）」に未到来の日時を設定している
- ・ 「税関確認情報登録日時（自）」から「税関確認情報登録日時（至）」までの期間が31日を超えている

チェック条件等の詳細については国税庁ホームページ（リファンド方式特設サイト）に掲載している「免税販売管理システムAPI仕様書（令和8年11月1日以後譲渡日分）」をご確認ください。

（税関確認結果の見方）

問37 国税庁（免税販売管理システム）から返却される税関確認結果の見方を教えてください。

【答】

国税庁（免税販売管理システム）から返却する税関確認結果には、「税関確認情報区分」が含まれており、この「税関確認情報区分」には、次の2種類があります。

区分	内容
税関確認済	・ 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができたもの
免税不可	・ 税関での確認により免税対象物品を持ち出さない（輸出しない）ことが確認できたもの ・ 免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことについて、購入日から90日以内に税関の確認を受けることができなかったもの

上記のいずれかに該当する場合のみ、税関確認結果として提供します。「税関確認情報件数」が0件である場合、そのリクエスト時点において、その免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、税関の確認をまだ受けていないことなどが考えられます。